

令和5年3月9日  
(木曜日)

令和5年 第2回幌延町議会（定例会）  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 報告第1号 専決処分の報告について  
(産業・地域振興センター改修工事請負契約の変更)
- 6 議案第1号 町道の廃止について
- 7 議案第2号 町道の認定について
- 8 議案第3号 幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第4号 令和4年度幌延町一般会計補正予算(第7号)
- 10 議案第5号 令和4年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 11 議案第6号 令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)
- 12 議案第7号 令和4年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 13 議案第8号 令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 14 議案第9号 令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 15 議案第10号 令和4年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 16 令和5年度 町政執行方針  
令和5年度 教育行政執行方針
- 17 議案第11号 幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第12号 幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第13号 幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第14号 幌延町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 21 議案第15号 幌延町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第16号 幌延町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 23 議案第17号 幌延町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第18号 幌延町空家等除却支援条例の制定について
- 25 議案第19号 幌延町障害福祉サービス施設の指定管理者の指定について
- 26 議案第20号 幌延町食肉加工施設の指定管理者の指定について
- 27 議案第21号 幌延町産業・地域振興センターの指定管理者の指定について
- 28 議案第22号 令和5年度幌延町一般会計予算

- 2 9 議案第23号 令和5年度幌延町国民健康保険特別会計予算
- 3 0 議案第24号 令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算
- 3 1 議案第25号 令和5年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算
- 3 2 議案第26号 令和5年度幌延町介護保険特別会計予算
- 3 3 議案第27号 令和5年度幌延町簡易水道事業会計予算
- 3 4 議案第28号 令和5年度幌延町下水道事業会計予算  
(予算審査特別委員会設置、審査付託)  
(散 会 宣 告)

本日の会議の順序

	開会宣告及び開議宣告	日程第17	議案第11号
		〃 18	議案第12号
日程第1	会議録署名議員の指名	〃 19	議案第13号
		〃 20	議案第14号
〃 2	会期の決定	〃 21	議案第15号
〃 3	諸般の報告	〃 22	議案第16号
〃 4	行政報告	〃 23	議案第17号
〃 5	報告第1号	〃 24	議案第18号
〃 6	議案第1号	〃 25	議案第19号
〃 7	議案第2号	〃 26	議案第20号
〃 8	議案第3号	〃 27	議案第21号
〃 9	議案第4号		休憩宣告
〃 10	議案第5号		開議宣告
〃 11	議案第6号	日程第28	議案第22号
〃 12	議案第7号	〃 29	議案第23号
〃 13	議案第8号	〃 30	議案第24号
〃 14	議案第9号	〃 31	議案第25号
〃 15	議案第10号	〃 32	議案第26号
	休憩宣告	〃 33	議案第27号
	開議宣告	〃 34	議案第28号
日程第16	令和5年度町政執行方針		(予算審査特別委員会設置)
	令和5年度教育行政執行方針		散会宣告
	休憩宣告		
	開議宣告		

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長	野々村 仁
農業委員会会長	小 島 和 博
代表監査委員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	青 木 順 一

総務財政課長	早 坂 敦
住民生活課長	古 草 勝
保健福祉課長	村 上 貴 紀
企画政策課長	角 山 隆 一
建設管理課長	島 田 幸 司

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

総務グループ主幹	伊 藤 崇
財政グループ主幹	渡 邊 智 民
農林グループ主幹	新 野 貞 治
建設管理課技術長	植 村 光 弘

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡

総務グループ総務係長	森 本 讓
------------	-------

選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)
-------------	---------

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
主 任	横 山 薫

(10時00分開会)

議長 高橋秀之君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1 「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は会議規則第125条の規定に基づき、議長において3番齋賀弘孝君、4番植村敦君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日3月9日から15日までの7日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日3月9日から15日までの7日間に決定しました

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から順次行政報告を求めます。

町長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会3月定例会の開催に当たり一般行政の執行状況について御報告いたします。

本町では地球温暖化対策への取組として、これまで様々な施策を展開してまいりましたが、今後もなお一層この取組みを推進していくことを目指し、幌延町ゼロカーボンシティ宣言を行いたいと思います。

近年気候変動に起因する異常気象により、日本国内のみならず世界中で自然災害が多発しておりその規模も激甚化しています。こうした気候変動は二酸化炭素を初めとした、温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行が原因と考えられており、そのリスクはさらに高まることが予想されています。

このことから2018年に公表されたIPCC国連の気候変動に関する政府間パネル特別報告では、世界平均気温の上昇を工業化以前より1.5度に抑えるために2050年までに、温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

我が国も2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

こうした背景の中、本町では風力発電による再生可能エネルギーの推進をはじめ、公共施設の省エネ化や電気自動車の導入などを取り組んでまいりました。

今後も地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組み、豊かな自然を次世代につなぐため、町民や事業者の皆さんと一体となって2050年度までに幌延町の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことをここに宣言します。

そのほか一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第2回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 青木 順一 君

幌延町議会3月定例会の開催に当たり教育行政の執行状況について、その概要を大きく2点御報告いたします。

初めに学校教育について申し上げます。

各学校においては、学年末の学習のまとめや卒業式などに向けての教育活動に取り組んでおります。

令和4年度全国体力運動能力運動習慣等調査の北海道教育委員会が作成する報告書に、本町の状況等を掲載するとすることに幌延町教育委員会も同意しました。

体力運動能力状況の一部分一側面ではありますが、ほかの市町村と同様に北海道教育委員会報告書の方ムページで公表されます。町民の皆さんには広報紙でそのインフォメーションを掲載する予定であります。

部活動では、幌延中学校吹奏楽部4名が1月15日稚内市で開催された、令和4年度稚内地区管楽器個人及びアンサンブルコンクールに参加し、個人部門金管の部チューバ独奏で1年生の浜下心暖さん、銀賞。アンサンブル部門では、クラリネット三重奏で銅賞を受賞しました。来年度のさらなる活躍を期待するところでございます。

次に、社会教育について申し上げます。

各種社会教育事業につきましても、国、道からの通知に基づき慎重に取り組んでいるところでございます。

1月5日には、従来の「成人式」を改め、「令和5年・二十歳の集い」として新成人10名の参加の下、無事開催することができました。

また、「第2回書初め会」を実施するとともに、恒例の「書初め展」を開催し各学年の金賞、銀賞、佳作について、1月27日（金）に国際交流施設において表彰式を行いました。

文化活動では、幌延小学校2年生の橋本英恵さんが、11月27日に東京で開催されました。第13回ヨーロッパ国際ピアノコンクールインジャパン自由曲の小学1、2年生の部に出場し、ディプロマ賞を受賞しました。

子供会活動では1月22日に稚内市で開催されました第20回宗谷管内子ども会かるた大会の小学生の部と中学生の部に各1チームが出場しました。小学生の部では見事優勝し、2月19日に札幌市で開催された、令和4年度北海道子どもかるた大会に宗谷代表として出場しました。結果は全道でベスト8であり、準優勝した浜中町のチームに負けてしまいました。

スポーツ少年団活動では、バレーボール少年団が、2月12日に稚内市で開催された、令和4年度わかば杯小学生バレーボール大会の男子の部と女子の部にそれぞれ出場し、男子の部で幌延ジーライズが2連覇を果たしております。

また、3月5日に稚内市で開催された、令和4年度稚内地区小学生バレーボール連盟会長杯小学生バレーボール大会の男子の部と女子の部にそれぞれ出場し、成績は男子の部で幌延ジーライズが2戦全勝で優勝、女子の部で幌延ウイングガールズが1勝1敗で惜しくも2位との、報告を受けております。

野球少年団では、2月18日～19日に熊本県で開催されました第6回九州中学軟式野球練成会熊本大会に、宗谷ベースボールクラブのメンバーとして、幌延中学校2年の伊藤隼汰さん、金田煌冬さん、1年の佐々木皓琥さんが出場しました。大会は当日雨天のため中止となりましたが、翌日交流戦のみを行い、成績は2戦2勝と報告を受けております。

今後の更なる活躍を大いに期待するとともに、引き続き教育委員会としては、全国全道で活躍する子供たちを支援していく所存でございます。

以下、教育予算の執行状況、社会教育活動状況につきましては別紙資料のとおりでございます。

以上、学校教育及び社会教育の概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議長 高橋秀之君

すいません。ただいまの教育長の名前を伊藤順一君とお呼びいたしました。正式には青木順一君でした。どうも申し訳ありませんでした

以上をもって行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

報告第1号「専決処分の報告」について提案理由を御説明申し上げます。

ご報告いたします専決処分は、令和4年9月12日に工事請負契約の変更について、議決をいただきました「令和3年度施行（繰越）産業・地域振興センター改修工事」において、2回目の設計変更により、契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項の規定により、町議会の専決処分事項の指定に基づき、令和5年1月30日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

工事請負契約の変更は、契約金額1億3,720万3千円を設計変更により1億3,608万1千円に、112万2千円の減額となったものであります。

変更の主な理由といたしましては、当初、概数として扱っていた「廃石膏ボード・金属くず」などの産業廃棄物数量が確定したことにより減額となったものであります。

以上、報告第1号、専決処分いたしました「工事請負契約の変更」について、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君  
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

お諮りします。

この際、日程第6、議案第1号「町道の廃止について」及び日程第7、議案第2号「町道の認定について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2件は、一括議題とします。

議案第1号及び議案第2号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第1号「町道の廃止について」及び、議案第2号「町道の認定について」の提案理由を申し上げます。

本件につきましては、道路法第10条第1項の廃止及び同法第8条2項の認定の規定に基づき提案するものであります。

議案第1号から説明いたします。

この度、廃止しようとする路線につきましては、幌延37号線で、国が進める「一般国道40号天塩防災事業」に関連し道道稚内幌延線が切り替えられたことにより、現在、旧道道稚内幌延線の一部を町が町道認定し管理しておりますが、終点の変更となったことから、延長266.39mを廃止しようとするものであります。

次の議案第2号ですが、認定しようとする路線につきましては、幌延37号線であります。議案第1号で御説明しました旧道道稚内幌延線の町が管理する終点の変更によるもので、総延長は字幌延221番1地先を起点とし、字幌延224番4地先を終点とした408.66mを認定しようとするものであります。

以上、議案第1号及び議案第2号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君  
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の2件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号「幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第3号についての提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

議案第3号「幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、関連する町条例を改正するものであります。

それでは、配布しております新旧対照表と併せて御覧願います。

第26条の改正についてですが、民法822条に規定されておりました「親権を行う者は、民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる」とした「懲戒権」について、体罰を含む厳しい「戒め」を許容しているとの印象を与え、児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘を受け「懲戒権」の規定を削除することとした改正法案が可決・成立し、昨年12月16日に公布されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令にて「懲戒に係る権限の濫用禁止」の規定が削除されました。

町の条例は、国の基準どおりの基準で定めておりますので、改正された国の基準どおり「懲戒に係る権限の濫用禁止」の規定を削除するものであります。

次に附則であります、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第3号「幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」についての提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより質疑を行います。

3 番 斎賀弘孝君

この条例だけはなぜ公布の日から施行ということで具体的な日にちが入らないんですか。

保健福祉課長 村上貴紀君

お答えいたします。こちらの条例につきましては、国の基準が既に改正されて施行されておりますことから、公布の日から施行するという、この度改正をさせていただくということでございます。

3 番 斎賀弘孝君

具体的な日にちというのは、今ここで可決したら今日からということなんですか。それとも、この条例ができた以前に戻って、ここは削除しているから以前の日にかからだよというふうになるのですか。

保健福祉課長 村上貴紀君

本日議決をいただくということで議決の日からということで公布の日ということが、本日が公布の日ということになりますので、本日からの施行という形になります。

議長 高橋秀之君

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号「令和4年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早坂敦君

議案第4号「令和4年度幌延町一般会計補正予算第7号」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入では、普通交付税の交付額確定による増、特別交付税の交付見込額の増、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、国庫負担金の減、基金を取崩して実施する予定であった各事業の精算による繰入金の減、起債対象事業の精査等による町債の減などです。

歳出では、産業地域振興センター運営事業の増、公共交通対策管理費の増、基金管理事業の増、国民健康保険診療所特別会計繰出金の増、学校施設等にかかる光熱費の増、それ以外のものについては、今年度実施している各事業の決算見込みの精査による補正が主なものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,793万円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を48億7,054万3千円にしようとするものです。

第2項第1表歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

初めに歳入ですが、10款、地方交付税9,570万2千円の増。14款国庫支出金1,6

51万1千円の減。15款道支出金、805万5千円の増。18款繰入金6,499万円の減。21款町債、4,840万円の減などで、歳入合計3,793万円の減額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款総務費、1億1,738万3千円の増。4款衛生費、1,304万2千円の減。6款農林水産業費、1億542万1千円の減。7款商工費2,109万9千円の減。8款土木費、1,037万3千円の減。9款消防費、403万8千円の減などで、歳出合計3,793万円の減額補正です。

第2条、繰越し明許費の補正ですが4ページをお開きください。

第2表繰越し明許費補正については、幌延町地域公共交通計画の策定に係る経費を令和5年度に繰越して使用することができる経費とするため、2款1項総務管理費の公共交通対策管理費1,112万1千円を新たに追加する補正です。

第3条、債務負担行為の補正ですが、6ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正については、新型コロナウイルス対策資金融資利子補給事業において、令和4年度中に実施した融資に係る令和5年度以降の利子補給額について、債務負担行為を設定する必要があるため、債務負担行為の期間を令和5年度までとし、限度額3万1千円を新たに追加する補正です。

第4条地方債の補正ですが、8ページをお開きください。

第4表地方債補正については、過疎ソフトの2次配分による増額と、決算見込みの精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計5億7,510万円を5億2,670万円に補正するものです。

地方債の限度額を補正する主なものは、ソフト事業の過疎地域持続的発展特別事業5,520万円を7,800万円に、こざくら荘浴場施設設備改修支援事業2,290万円を1,900万円に、問寒別地区農業用水道施設改修事業8,960万円を6,130万円に、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業7,350万円を6,760万円に、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業7,290万円を5,240万円に、1ページの河床堆積土砂除去事業2千万円を1,860万円に補正するものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

40ページをお開きください。

2款1項2目、自治振興費の産業地域振興センター運営事業では、テナント利用者が設置している大型研究機器の使用により、電気料の予算不足が見込まれるため、光熱水費406万2千円の増です。

ふるさと応援推進事業では、ふるさと応援寄附金の減収が見込まれるため、返礼品経費等に係る決算見込みの精査により、351万8千円の減です。

次のページの集落支援活動運営事業では、集落支援や集落支援分野を担当する地域おこし協力隊の活動費等に係る決算見込みの精査により516万5千円の減です。

44ページをお開きください。

2款1項7目企画費の公共交通対策管理費では、繰越し明許費の補正で説明しましたが、令和5年度内に幌延町地域公共交通計画を策定するため、幌延町地域公共交通計画策定業務913万円及び、幌延町地域公共交通システム調査業務116万4千円の新規計上など

により、1, 112万1千円の増。

まちづくり事業では、本年度内に補助申請が見込まれないため、350万円の減です。

46ページをお開きください。

2款1項12目諸費の基金管理事業では、今後の地域振興対策に係る経費の財源としてふるさと創生基金465万9千円の増、翌年度以降の公共施設等の補修に係る経費の財源として、公共施設等整備基金1億3,051万円の増などにより、1億3,168万7千円の増です。

50ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の国民健康保険診療所特別会計繰出金では、国民健康保険特別会計からの国保直診運営費補助の減額等により、一般会計から国民健康保険診療所特別会計への繰出金2,926万4千円の増です。

52ページをお開きください。

3款1項3目老人福祉費のこざくら荘支援事業では、運営費及び施設整備費に係る決算見込みの精査により693万円の減です。

3款1項4目障害者福祉費の障がい者福祉管理費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、留萌北部地域子供発達支援センターが閉所したことに伴い、給付費収入が当初の見込みを下回ることから、三町の負担金を増額する必要が生じたため、子供発達支援センター事業104万9千円の増。

また次のページになりますが、障害福祉サービス給付費の決算見込みの精査により、障害者介護給付訓練等給付費820万6千円の減です。

58ページをお開きください。

4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、オミクロン株対応のワクチン接種に係る決算見込みの精査により1,124万6千円の減です。

4款1項3目保健推進費の出産子育て応援事業では、国の施策である出産子育て応援交付金を、令和5年度から円滑に支給事務を進めるため、今年度内に既存の健康管理システムを改修する必要があることから109万5千円の新規計上です。

62ページをお開きください。

6款1項2目農業振興費では、今年度内に補助申請が見込まれないため、幌延町酪農肉用牛増産近代化施設整備事業1,500万円の減、幌延町生乳生産拡大事業1千万円の減です。

幌延町強い農業担い手作り支援事業では、決算見込みの精査により902万円の減です。

6款1項3目畜産業費では、決算見込みの精査により、町営牧場管理費1,140万円の減、問寒別地区草地畜産基盤整備事業1,655万6千円の減。次のページになりますが、幌延町草地生産性向上対策事業333万2千円の減、幌延町営農用化学肥料購入支援事業397万5千円の減です。

6款1項6目農地開発費では決算見込みの精査により、問寒別地区農業用水道施設改修事業346万3千円の減、問寒別地区道管畑地帯総合整備事業592万1千円の減、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業445万1千円の減です。

68ページをお開きください。

6款2項2目農林費では、決算見込みの精査により、豊かな森づくり推進事業543万5千円の減、町有林整備事業260万3千円の減です。

7款1項1目商工振興費の幌延町商工業経営力強化実装支援事業では、決算見込みの精査により1,687万2千円の減です。

70ページをお開きください。

8款2項2目道路新設改良費では、決算見込みの精査により、町道3条伸通線道路改良事業203万5千円の減です。

72ページをお開きください。

8款3項2目下水道費の下水道事業特別会計繰出金では、下水道事業特別会計の決算見込みの精査により、下水道事業特別会計への繰出金309万8千円の減です。

74ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費の北留萌消防組合負担金では、団員報酬等に係る決算見込みの精査により210万2千円の減です。

78ページをお開きください。

10款2項1目及び10款3項1目学校管理費では、電気料の高騰により各学校の施設維持管理に係る電気料の予算不足が見込まれるため、小学校総務費の光熱費99万円の増、また、中学校総務費、光熱費65万9千円の増です。

80ページをお開きください。

10款4項2目生涯学習センター費では、問寒別生涯学習センターの施設維持管理に係る電気料の予算不足が見込まれるため、問寒別生涯学習センター運営管理費86万7千円の増です。

82ページをお開きください。

10款4項6目体育振興費では、社会体育施設の保守点検管理等に係る決算見込みの精査により、社会体育振興管理費308万2千円の減です。

次に歳入ですが、28ページをお開きください。

10款1項1目地方交付税の普通交付税では、令和4年度分の交付決定額20億7,111万8千円と、現行予算との差額で6,570万2千円の増、特別交付税は2億5千万円の交付を見込み現行予算との差額で3千万円の増です。

30ページをお開きください。

14款1項2目民生費国庫負担金の障害者介護給付訓練等給付費では、障害福祉サービス給付費の決算見込みの精査により410万3千円の減です。

14款1項3目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の決算見込みの精査により909万2千円の減です。

14款2項3目衛生費国庫補助金では、出産子育て応援事業の財源として、出産子育て応援交付金109万4千円の新規計上です。

32ページをお開きください。

15款2項1目総務費道補助金では、まち・ひと・しごと創生事業で実施しているバイオマス事業検討支援事業に対して、地域づくり総合交付金240万円の新規計上です。

15款2項4目農林水産業費道補助金では、問寒別地区及び上幌延開進地区農業用水道施設改修事業の決算見込みの精査により、農業水路等長寿命化防災減災事業799万4千円の減です。

15款2項6目教育費道補助金では、総合スポーツ公園改修事業に対して、地域づくり総合交付金2,050万円の新規計上。

15款2項7目商工費道補助金では、食ブランド創出、まちの拠点計画調査事業に対して、地域づくり総合交付金170万円の新規計上です。

34ページをお開きください。

17款1項2目ふるさと応援寄附金では、決算見込みの精査により703万6千円の減です。

18款繰入金では、基金を充当している各事業の決算見込みの精査により、ふるさと創生基金繰入金5,540万円の減、エネルギー施策等振興基金繰入金490万円の減、地域公共交通活性化基金繰入金300万円の減、中山間農業地域環境保全基金繰入金200万円の減です。

20款4項4目農林水産業費受託事業収入では、問寒別地区草地畜産基盤整備事業に係る受託受益者負担分で、決算見込みの精査により1,454万8千円の減です。

36ページをお開きください。

20款5項1目雑入の宝くじ交付金では、令和4年度分の交付額確定により314万9千円の増、産業地域振興センター利用者負担分では、テナント利用料の電気料に係る決算見込みの精査により392万2千円の増です。

21款町債につきましては、第4条、地方債の補正で説明していますので省略いたします。以上議案第4号、令和4年度幌延町一般会計補正予算第7号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

まず41ページの産業地域振興センター運営事業、光熱水費、電気代という説明がございました。私はこの理解というか、利用者が負担するものは利用者が直接支払っているのかなと思っていましたが、これは一旦町が支払うという理解でよろしいのでしょうか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけれども御指摘のとおり建物管理者が電気料金お支払いをして、各テナントさんの使用料に応じたものを、後日徴収しているので、歳出と歳入で予算が出てくるというような形になっております。以上です。

7 番 西 澤 裕 之 君

もう1点が42, 43ページの負担金のところで、北海道派遣職員手当等という新規で計上されていますこの中身について説明願います。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。北海道から、職員派遣いただいているんですけども、当課で集落支援業務に携わっているのでこの予算に入っておりまして、町が負担する勤勉手当と、赴任手当を今回予算化したというところでございます。以上です。

7 番 西 澤 裕 之 君

もう1点59ページになります4款1項、保健衛生費のワクチン接種業務についてなのですが、国もまだ公費で見るという話で、確かそういう話だったと思うのですが、本町における今後のワクチン接種に対しての計画はどのような感じになっているのかお伺いします。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

本町におけるコロナワクチン接種の今後のスケジュールということ、今年度のということとでよろしいのですか。それとも、来年度以降のということですか。

7 番 西 澤 裕 之 君

今年度はもう減になっているのでコロナの接種はないのかなというふうに思うという理解だったので、もし今年度まだ計画があるのであれば今年度の計画で結構です。すみません。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

お答えいたします。今年度の接種ということになりますと、12歳以上又は乳幼児の接種につきましては全て完了したということではありますけれども、5歳から12歳の児童の部分のオミクロン株対応ワクチンの承認につきましてはここ最近で承認がされまして、国の方うからも対象のワクチンの配分が確定して今月中に配分される見込みということから、今月30日にその5歳から12歳のオミクロン株対応ワクチンの接種ということの予定を今現在しているところです。

また令和5年度以降のワクチン接種につきましても国の方針が段々でてきておりまして、1回接種、年間の1回接種又は2回接種ということでの予定で、ゴールデンウィーク明け頃から、後は一般の方については秋頃ということでのお話が今出てきておりますので、診療所長と一緒に来年度の接種計画について今調整をしている最中でありまして、付け加えて御報告させていただきます。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

5 番 無量谷 隆 君

59ページなのですが、保健推進事業の中で減額されているのですが、特定健診等の検診ほか、いろんな健診があるのですが、これらについて減額された理由というか、町民に対してね、どれだけ数字的に人数が受診されているのか、その辺ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

検診の受診の件数ということですが、行政報告の方で1月末現在ということで御

報告をさせていただいておりますので、そちらの方を御覧いただければというふうに思いますけれども、まず、特定健診等の部分につきましては行政報告の4ページに記載がされております。こちらの方に1月末ということで記載されておりますけれども、1月末で大体の検診が完了しているというようなことをございますので、こちらの1月末の行政報告の数字が決算見込みとして補正で対応させていただいたというところで御理解いただければというふうに思います。

5 番 無量谷 隆 君

予定より少ない人数という感じだと思うのですが、これらについてもう少し100%以上の受診できるようなPRを進めていただきたいなと思います。

やはり幌延町の個人の健康管理というのは、1番バロメーターになろうかと思っておりますので、その早期発見のためにもやはり受診PRをよろしくお願いいたします。

保健福祉課長 村上 貴紀 君

ただいまの御意見ということで、町としましては対象者等につきまして通知と個人的にも推奨という形で御案内を差し上げておりますが、いかんせん本人の意思ということもありまして、健診で早期発見、早期治療というところは、もちろん健康増進計画の方でも、計画として盛り込んでおりますので、今後も受診率、検診率の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 高橋 秀之 君

よろしいですか。ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

3 番 斎賀 弘孝 君

まちづくり委員会でもお話しされたかと思うのですが、地域交通活性化推進委員会なのですが、この22人、任命はいつで解任はいつになる予定ですか。また任期中に何回ぐらいの会議を開催する予定なのかをお伺いします。

企画政策課長 角山 隆一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

地域公共交通計画の策定につきましては今回3月補正予算を上げさせていただいて、繰越して翌年度から素早く事業ができるようにということで考えておりますが、まずは委託料の部分、計画の策定業務の計画、契約準備を議決いただいた後進めたいと考えております。

追って推進委員協議会、委員、今回22名で6回分の予算を見ておりますけれども、資料を整えた上で審議していただくような形で考えております。まず、年度明け早く参集できればと考えておりますが、まずは委員の任命ということで第1回目は主な内容になろうかと

と思いますが、そこに今度審議する内容については、委託料で上げております調査計画策定業務の中で町民アンケートの実施であったり乗降調査であったり、あとは交通事業者さんのヒアリングという部分で数か月、審議に必要な基礎資料を整えたいというふうに考えておりますので、これに今の予定では3か月か4か月ぐらい時間を掛けたいと思っておりますので、その資料が整った段階で、また推進協議会開いて計画の策定を進めてまいりたいというようなことで現状では考えております。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君  
よろしいですか。

7 番 西 澤 裕 之 君

公共交通対策管理費についてお伺いします。

今、年6回の会議を予定しているということでした。委員会でも同僚議員が1年間では、ちょっと急ぎ過ぎではないかと、もうちょっと他町村も含めて複数年でやっているんだから、そこは計画自体町民にとっても必要というか、大変大事なものの計画なので、ゆっくり2年間なら2年間掛けた方がいいのではないかという意見もありました。

今、年6回という、その前に調査業務が3、4か月掛かるのではないかという想定で、残り、例えば8か月で5回なりというような、かなりタイトな会議の日程になるのかなというふうに思います。

他町村の中で会議を受けた経験から言うと、リモートも含めてやっている所もありました。その辺、リモートで会議をやるという考えはおありでしょうか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですが、今回の審議協議に関しましては交通関係の方に多く入っていただく形になるので、住民も当然そうなのですが道路管理者さんだったり国、道という形でちょっとまあ町内にお住まいでない方たちとの協議という部分がありますので、そういったリモートの会議という部分は設備的に対応可能ですので、しっかり議論を重ねる上でそういったことも活用しながら内容を精査していきたいと思っております。以上です。

7 番 西 澤 裕 之 君

経験上、多分旭川とか札幌とかの方もしゃるのかなと思うので、そこはリモート会議ができる体制を整えた方がスムーズに、期間が短いタイトな日程になるので、その方がいいのかなというお話が1点で、もう一つは委員会の中で示されたコンサルに関しては、参考見積りを1社だけの価格で予算計上していると。何でしょう、町内業者でいうと、ここ直接関係ない今ちょっとバランスの悪さの話をちょっとしたいのですが、町内業者の中では、委託、何ていうんでしょうね、仕事をする単価が合わなくて、交渉しているけどもなかなか上がらなかったと。

ただ一方、こういうコンサルに関しては1社の見積りで予算計上していくと。やはりここは町として、すごいバランスが悪いんじゃないかなというふうに思いますが、その辺は町長、副町長なりの答弁を求めますが、どう感じておられますか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

私の方から先に本業務に関する仕事の進め方について説明させていただきますが、先般、

委員会の中で予算計上は1社の見積りをもって予算を策定したと説明しております。

今後の流れですけれども、競争入札見積り合わせを行うに当たりましては、複数社から見積りを取った上で、基準となる予定価格を策定いたしますので、価格の妥当性という部分は1社からのということではなく、複数社から取ったもので改めて基準となる予定価格を策定した上で、契約金額、相手方を決めていくという流れになりますので、御理解いただければと思います。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。ほかにありませんか。

町 長 野々村 仁 君

バランスの問題という先ほどの話と、今まで流れてきた話とはまたちょっと違うので、そこは常任委員会のところでも、今、課長がお話をして、参考見積りとして予算計上するのにこの期間がなかったというところで、参考見積りをもらって予算化をした。

その後は、それぞれ、今後お願いするところは何社かを集めてきちんと精査をしながら、その見積りを正確に出していくという説明をさせていただいていると思うので、そこは一緒に考えないでほしいなと思っています。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号「令和4年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第5号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第5号「令和4年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算第3号」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、歳入では、国保直診分交付金の精査による道支出金の減、歳出では、国民健康保険診療所特別会計に対する繰出金の減であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から1,221万円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ4億307万5千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

まず、歳出ですが、1款1項1目一般管理費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモート開催となった会議等に係る旅費の精査で6万1千円の減額であります。

6款2項1目、国民健康保険診療所特別会計繰出金では、診療所の国保直診分交付金相当額の精査により1,214万9千円の減額であります。

次に歳入であります6ページをお開きください。

2款1項1目、保険給付費等交付金の特別調整交付金分では、歳出6款2項1目で説明いたしました国保直診分交付金相当額の精査により、国民健康保険診療所特別会計繰出金と同額の1,214万9千円の減額であります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金では、一般管理費の精査により6万1千円の減額であります。

以上、議案第5号、令和4年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算第3号についての提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号「令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について提案理由の説明を求めます。

副町長 岩 川 実 樹 君

議案第6号「令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)」についての提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、令和4年度の終期を迎え、業務の見込量と収支の見込額を精

査し調整するものです。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3億9,442万4千円にしようとするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額は、第1表によりご説明いたします。

2 ページをお開きください。

歳入については、1款使用料及び手数料で350万4千円の減、3款繰入金で1,711万5千円の増、5款諸収入で1,101万1千円の減、6款道支出金で30万円の増で、合計290万円の増額補正です。

続きまして、3ページの歳出については、1款診療所費290万円の増で、歳出合計も290万円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順に、補正の主なものについて事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

20ページをお開きください。

1款1項1目「診療所費」は、既定の予算額3億5千369万9千円に95万円を追加し、3億5千464万9千円にしようとするもので、補正の内訳は、黒丸の診療所人件費、診療所業務費、診療所管理費に計上される職員や会計年度任用職員に係る人件費の補正が主となりますが、欠員補充できなかった看護師、事務補助、調理補助及び検査助手に係る人件費の減額で、1節報酬で84万円の減、2節給料で98万7千円の減、4節共済費で35万2千円の減です。

また、3節職員手当では、新型コロナウイルス感染症の検査等を行う際に支払われる感染症等防疫作業手当等の増額により17万7千円の増です。

10節需用費では、診療所管理費に計上される光熱水費のうち電気料金の不足が見込まれることなどにより321万2千円の増です。

12節委託料では、派遣看護師の業務実績と今後の執行予定を精査し46万4千円増加しますが、環境衛生管理業務で16万5千円減額したことから、差引29万9千円の増です。

1款1項2目「医師業務強化費」は、既定の予算額3千462万5千円に195万円を追加し3千657万5千円にしようとするもので、補正の内訳は、旭川医大からの出張医の派遣回数精査と、民間医師のスポット的派遣に要する費用として、報酬で146万円、職員手当で18万9千円、旅費で30万1千円の増です。

次に歳入ですが、18ページをお開きください。

1款1項1目診療所使用料では、5節保健衛生活動収入で261万3千円の減額です。これは健康診断件数の見込みを年1,177件から1,015件に、下方修正したことによるものです。

1款2項1目診療所手数料では、1節文書料で89万1千円の減額です。これは健康診断件数等の減に伴い、診断書や主治医意見書の作成件数を修正したことによるものです。

3款2項1目国民健康保険特別会計繰入金は、国保特別調整交付金の一つである「へき地

直営診療所運営費特別交付金」が、年間入院件数の減少により減額となることから1, 214万9千円の減です。

5款1項1目の診療受託収入は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る受託収入の減が主な要因で1, 101万1千円の減です。

6款1項1目の診療所費道補助金は、物価高騰の影響により、電気代の負担が増加している医療施設等の負担軽減を図るため、北海道から支援金が支給されましたので、幌延と問寒別診療所2施設分で30万円の新規計上です。

3款1項1目の一般会計繰入金は、この度の補正の財源調整により2, 926万4千円の増です。

以上、議案第6号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより歳入歳出一括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

今年診療所を、予算でLED化事業しますよということを報告されたのですが、LED化しても電気代は、今何回もお話あったのですが、高騰して大変だったということを知りました。あまりLED化は影響なかったか、どうだったかちょっとそれをお伺いしたいのと、道からの補助金が30万入って問寒別の施設とそれから幌延の方の施設に分担したということで、LED化は幌延の病院もそれから問寒別の診療所LED化にして、分担金が、道からの30万を2か所に分けたということによろしいですか。

副町長 岩 川 実 樹 君

道の補助金の方からまずお答えしますが、これは有床診療所に対する支援金は20万円、それと無床診療所に対する支援金は10万円というふうに、道の方から単価も決まっていますので、それに応じて受けたという次第です。それとLED化事業につきましては、当初建てたときには、確か私の記憶では6分の1ぐらいの電球をLEDにしていたんですよ。残りについては従来の物だったので、今回それを幌延の分だけLED化したということなのですが、一般的にLED化にすれば電気料は6分の1ぐらいに下がるというふうには言われていますけども、とてもとてもそれどころじゃないぐらい、やはり電気料金の値上がり幅というのは大きかったということで、今回増額補正させていただいた次第です。

5 番 無 量 谷 隆 君

21ページの今光熱費言われたのですが、光熱費、診療所に太陽光発電付けてあると思うのですが、この太陽光の1年間の稼働率とかどのぐらいの稼働率あったのか。それによってはこれ、かなり低減されていたにもかかわらずこの増額ということになったのかなという感じはするのですが、その辺の太陽光の1年間の稼働率とか稼働量とか、これ、具

体的に分かりますか。

副町長 岩川実樹君

すいません、太陽光発電が診療所にどれくらい発電量が貢献しているのかというところは数字ではちょっと今のところ持ち合わせておりませんので、後日調べてお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

7 番 西澤裕之君

私も21ページなのですが、医師業務強化費ということで増額になっております。医師1人で救急体制を確保して医師1人なので、院長には体調管理も万全にさせていただいて長期離脱がないように、こういう経費が増えるのは私は肯定的ですけれども、ちょっと今更感がありますが、職種によっていろいろ労働基準があると思いますし、勤務医と本町のような体制の医師ではまた労働基準が違うと思いますが、本町の場合の医師はどのような労働基準で働いているのでしょうか。

診療所事務次長 若本聡君

お答えいたします。

非常勤の医師ということでよろしい。

(西澤議員「院長です」)

田川所長に関しましては、基本、日曜日の午後の5時から木曜日の夜11時までの勤務となっております。以上でございます。

7 番 西澤裕之君

その勤務体制はそのような勤務体制なのでしょうが、職種によっていろんな労働基準があつて、その労働基準の中で働いているかと思えます。

本町のような救急体制を執りつつ医師が1人というところで、こういった派遣医師をもらいながら病院の経営になっていると思うのですが、本町のような医師に対する労働基準というのはどのような基準で働いているのでしょうかという質問です。

副町長 岩川実樹君

労働基準といった、例えば労働時間とかということでしょうか。

通常、勤務は診療所の開いている8時半から5時15分までということで勤務していただいています、それ以降につきましては宿日直という形で待機していただいているという状況です。後は、時間外、これにつきまして院長は管理職ですので、時間外手当は付きません。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号「令和4年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第7号「令和4年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正は、年度末決算の見込みによる予算額の精査によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に129万6千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ4,693万2千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

まず歳出ですが、2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金では、今年度納付金のうち、保険料等負担金の精査により129万6千円の増額です。

次に歳入であります。6ページをお開きください。

1款1項、後期高齢者医療保険料では、異動等に伴う現年度保険料の精査により、1目特別徴収保険料では104万6千円の減額、2目普通徴収保険料では234万2千円の増額となり、合わせて129万6千円の増額であります。

以上、議案第7号、令和4年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。質疑の方法は、歳入歳出一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第8号「令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第8号についての提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

議案第8号「令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の要因は人件費支出や保険料収入などの決算見込みによる精査をした結果に基づく補正であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に、149万6千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を2億3,732万2千円にしようとするもので、補正の結果、事業勘定別の内訳は、保険事業勘定が2億2,947万4千円に、介護サービス事業勘定は、現行予算額どおりの784万8千円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

まず、保険事業勘定からご説明いたします。

20ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費は保健事業勘定人件費で決算見込みによる精査の結果、給料29万3千円の減、職員手当90万5千円の減、共済費15万3千円の減額補正です。

6款予備費は、歳入歳出の財源調整により284万7千円の増額補正です。

次に歳入であります。18ページにお戻り願います。

1款1項介護保険料につきましては、これまでの賦課収納実績等により精査し、全体で271万6千円の減額補正です。

6款1項一般会計繰入金は、繰入基準に基づき、低所得者保険料軽減事業及び保険事業勘定人件費の減額相当分145万2千円の減額補正です。

7款の繰越金は、前年度からの繰越金のうち、今後必要となる財源として留保しておりました566万4千円全額を予算計上しております。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明いたします。

22ページをお開きください。

介護サービス事業勘定は予算総額に変更ありませんが、介護サービス計画の作成件数が、当初計画より増加する見込みであることから、歳入1款1項1目介護サービス計画費収入で、140万7千円を増額し、2款1項一般会計繰入金を、同額の140万7千円減額する補正です。

以上、議案第8号、令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君  
これより、質疑を行います。  
質疑の方法は、歳入、歳入歳出一括して行いたいと思います。  
これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。  
これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。  
お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号「令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第9号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第9号「令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、事業執行精査による減額であります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出の総額を8,676万9千円にするものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算補正につきましては、6ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第2条の第2表地方債補正であります。4ページをお開き願います。

起債対象事業の配水管更新工事実施設計業務の確定に伴い、簡易水道事業債の簡易水道施設改修事業の限度額1,020万円を1,010万円に減額するものです。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。

18ページをお開き願います。

1款1項1目、水道管理費の人件費12万円の減額につきましては、起債対象事業費の調整により事業費支弁分の人件費を減額するものです。

12節、委託料の47万4千円、並びに17節、備品購入費の44万4千円につきましては、事業執行により不用額が見込まれることから、それぞれを減額するものです。

2目、水道整備費の12節、委託料につきましては、事業執行により不用額が見込まれることから、17万6千円を減額するものです。

4目、積立金の建設改良基金53万2千円の増額につきましては、現行の収支見込みにおいて財源に一部余裕があることから、これを積み立てるものです。

次に歳入であります。16ページにお戻り願います。

4款1項1目、一般会計繰入金の11万8千円の減は、歳入歳出の精査により減額するものです。

2項1目、財政調整基金繰入金の58万2千円の減は、事業費の歳出補正に伴い繰入金を減額するものです。

7款1項1目、簡易水道事業債の簡易水道施設改修事業10万円の減は、第2表地方債補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第9号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第10号「令和4年度幌延町下水道事業特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第10号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第10号「令和4年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、事業執行精査による減額であります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,075万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億562万円にするものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算補正につきましては、6ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第2条の第2表地方債補正であります、4ページをお開き願います。

個別排水処理施設設置工事並びに汚水柵設置工事、下水道管路改修工事詳細設計業務などの起債対象事業費が減額になりましたので、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業の限度額820万円を240万円に、下水道施設改修事業の限度額1,090万円を960万円にそれぞれ減額するものです。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。

14ページをお開き願います。

1款1項1目、一般管理費の人件費22万円の増額につきましては、起債対象事業費の減額により、事業費支弁分の人件費を増額するもので、3目、施設整備費の汚水柵設置事業では、年度内の執行が見込まれないことから、201万2千円を減額するものです。

下水道施設改修事業では、事業の執行により不用額が見込まれることから35万2千円を減額するものです。

4目、個別排水施設管理費では、年度内の執行が見込まれないことから50万円の減額で、5目、個別排水施設整備費では、事業の執行により不用額が見込まれることから、設計測量調査120万5千円、個別排水処理施設設置690万8千円をそれぞれ減額するものです。

次に歳入であります、12ページにお戻り願います。

1款1項1目、個別排水分担金は、受益者分担金の確定により6万円の減額で、3款1項1目、下水道費国庫補助金では社会資本整備総合交付金の確定により、49万8千円を減額するものです。

4款1項1目、一般会計繰入金では、歳入歳出の精査により309万8千円の減額であります。

7款1項1目、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業の580万円の減、下水道施設改修事業の130万円の減額につきましては、「第2表地方債補正」で御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上、議案第10号の提案理由のといたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

下水道事業、前の委員会でもあったように、この会計報告は今年度終わりで次年度から企業報告ですが、その前に、下水道使用料の分担金とか使用料の滞納者の方に会計が移る前に措置か何かするのですか。

今、未納者分担金も払いません、使用料も払っていない方に督促状とか催告書みたいのを送って請求している段階というのは、金額的にまた人数的にどのくらいいるのか分かりませんか。

建設管理課長 島田幸司君

齋賀議員御指摘のとおり、確かに3月末をもって公営企業会計適用ということで打切り決算というような形になるかと思えます。

受益者分担金につきましては、今ちょっと受益者分担金の話が出ましたので、受益者分担金につきましては今のところ未払いというような形はございません。

下水道使用料につきましては御承知のとおりまだお支払いいただけていない方がいらっしゃるというような形でございます。

3月末で打切り決算になるということで、担当といたしましては、次の公営企業会計上の予算、貸借対照表に計上されます未収金の額をできるだけ抑えたいということで、残り少ない日数ではありますが未払いの方、滞納されている方々につきましては、できるだけ徴収していく中でもお支払いいただくような流れを努めていきたいなと思っていますし、どうしても一括でお支払いできない方々については今もそうなんですけれども、面談等を行いまして引き続き計画的にお支払いいただくというようなことを進めていきたいなというふうに思っています。以上です。

3 番 齋賀弘孝君

分かりました。分担金はないけれども、使用料で何人か残念なことにいるということで、1回で払えなくても分割でお願いしているという話もありました。ということはもう払えないでもらえないから督促状を送ってそれから催告書の方もいると思うのですが、そういうふうに分担、分割して払うよという人にきちんと納入誓約書みたいなものを取っているのですか。これ5年たったら時効になって、もう徴収不能になってしまうので、そういう処置を執っているのかちょっと最後にお伺いします。

建設管理課長 島田幸司君

御指摘のとおりでして、下水道使用料、簡易水道の使用料もそうなのですが、個人面談等を行いまして誓約書を頂いて計画的にこういうふうにお支払いいただくというような流れで進めております。以上です。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案通り、可決されました。

ここで、昼食のため、13時まで、休憩します。

(11時35分 休憩)

(13時00分 開議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、午前中の「令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の中で、5番無量谷議員からの質問に対する答弁を事務次長若本聡君からありますので、よろしくお願いたします。

診療所事務次長 若本 聡 君

御質問にありました診療所での太陽光発電の年間発電量なんですが、取りあえず集計で新しいのが令和3年度になります。

令和3年度が1万706.9kWになります。それに対して診療所での令和3年度の電気使用量が41万7,693kWということでそれに対しまして2.56%が太陽光発電で賄っている発電量になっております。以上です。

議長 長 高橋 秀之 君

よろしいですか。

(無量谷議員「はい」)

日程第16 「令和5年度町政執行方針」並びに「令和5年度教育行政執行方針」を行います。

町長、教育長から順次、執行方針の説明を求めます。

町長 野々村 仁 君

第2回幌延町議会定例会の開会にあたり、令和5年度の町政執行に臨む基本方針と施策の一端を申し上げます。

昨年2月から続いているロシアによるウクライナ侵略戦争は、国際秩序の根幹を揺るがし、自衛権の行使を強いられているウクライナ軍はもとより、民間施設などに対する無差別攻撃等で、子供や高齢者など民間人も巻き込んでウクライナの人々を苦しめており、双方とも多くの尊い命が失われています。まず、お亡くなりになられた全ての皆様に、謹んで哀悼の誠を捧げます。また、ウクライナ戦争はいまだに停戦の見通しがたっておらず、その影響は二国間のみならず、エネルギーや食料供給、金融、原材料、物流など世界経済にも及んでいます。

我が国において、日本を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、反撃能力の保有など安全保障政策の転換と防衛力の抜本的強化に取り組む方針が示されており、また、サプライチェーンの強靱化など経済安全保障の強化や再エネ・原子力など脱炭素効果の高い電源を最大限活用するエネルギー安全保障の強化とともに、輸入に大きく依存してきた食料の安定供給確保に向けた食料安全保障の強化を徹底して持続可能で包摂性ある国民生活における安全・安心の確保を図るとしています。

幌延町においても、コロナ禍により依然として飲食店への影響が続いており、さらに酪農はウクライナ情勢の影響も加わって、食料・穀物・資材価格の高騰や乳製品の過剰在庫、牛

の市場価格の暴落と、経営に大きなダメージとなる問題が重なって起こっており未曾有の危機を迎えています。

そのような中、私は昨年の町長選挙において三期目の町政運営を担わせていただくことになりました。初めて町長に就任してから今日まで「町民の総力で夢を育むまちを創る」ことを旗印に町政の推進に尽くしてまいりましたが、この間、皆様の御協力と議員各位のお力添えにより、堅調な町政運営を進めてこられましたことに対しまして心から御礼を申し上げます。

今後は、皆様から負託された4年間の中で、私は、まちが目指す将来像「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ、笑顔と希望に満ちあふれるまち ほろのべ」に込められた願いを叶えられるよう、皆様の先頭に立って邁進していく所存ですので、引き続きお力添えを賜りますようお願いをいたします。

次に、まちづくりの基本姿勢について申し上げます。

私は、地域の人々が安心して暮らし続けられるまちを目指し、人口減少対策を進めて産業を守るとともに、住民の暮らし向きをよくして、地域の持続性、持続可能性を高められるようまちづくりに取り組みます。

令和4年12月幌延町住基人口が、2,200人を下回りました。ここ4年間で134人減少しており、その内訳は出生が70人、死亡が140人、転入が523人、転出等が587人です。年平均で33人の減少となりますが、33人の内訳は、自然減が17人、社会減が16人で、年齢階層別に見ると出生数の減少により15歳未満は9人の減、また、高齢化により増加が見込まれる65歳以上でも4人減少しています。深刻なのは、生産年齢人口減少で、20人と人口減少数の6割を占めています。これは、幌延町において毎年20人前後の働き手が高齢化や転出等によって失われているということであり、仕事や社会ニーズはあるものの人手不足によってそれが満たせない状況に拍車がかかっていることを意味します。そうしますと、仕事やニーズの受け手を町外に頼らざるを得なくなったり、仕事そのものが継続出来なくなるなど、この状態が続いていくと、結果として地域経済が縮小、住民サービスの低下、さらなる人口減少と負のスパイラルに向かっていくことが危惧されます。したがって、この状況を打開するため、これまで実施してきた対策や施策を検証するとともに見直しを行い、また町の社会情勢も踏まえながら、大胆かつ効果的な投資施策を検討し進める必要があると考えています。

私は「このまちに生きること誇りと喜びをもって未来へつなぐ、協働のまち、活力あるまち、笑顔あふれるまち、いきがいと希望に満ちたまち、人に優しいまちづくりを進める」とした幌延町民憲章の理念に立脚し、私たちの地域が直面している人口減少・少子高齢化・担い手不足・事業承継問題・住宅不足・施設の老朽化などといった環境の変化を踏まえた上で、小規模自治体における今後のまちづくりについて、どのような形にしていくことが望ましいのか皆様の知恵を拝借しながら議論を深め、果敢に取り組んでいきたいと考えています。

次に、予算編成について申し上げます。

令和5年度の予算は、住民が将来に向かって希望を持ち、快適に安心して暮らしていける

よう、中長期的な視点で、産業・地域振興や公共施設等の長寿命化を進めるとともに、あわせて町財政の健全化を考慮しつつ、「人」、「仕事」、「まち」づくりを推進するべく編成を行いました。

とりわけ、第6次幌延町総合計画の重点戦略に掲げる各種施策については、産業の活性化、移住・定住、少子化対策、子育て・高齢者支援、人材育成など、人口の減少の緩和と活力ある地方づくりに直結する取組であることから、財源の重点配分を行い事業費でおよそ3億3千800万円の予算を計上しています。

継続事業では事務事業評価による事業の点検と見直しを行い、消費的経費は極力抑制しました。また、投資的経費は産業振興と暮らしの安全安心、子育て・教育環境の充実に重きを置くとともに社会資本の長寿命化にも配慮し、また、今後見込まれる新たな投資事業については事業実施検討を実施しながら、精査していくこととし予算編成を行いました。

なお、令和5年度に実施している実施を計画している事業のうち、制度設計や事業計画などの策定に時間を要するものについては、今後の補正予算により対応したいと考えています。

以上の結果、令和5年度の当初予算は、一般会計55億500万円、公営事業会計10億2,420万8千円、公営企業会計6億9,459万8千円、合計で72億2,380万6千円となりました。

次に、第6次幌延町総合計画の体系に基づく五つのまちづくり施策大綱に沿って今年度の主な施策を申し上げます。

初めに「持続可能なまちづくりを進める」について申し上げます。

近年、少子高齢化、転出による人口減少に加え、情報端末機を日常生活に活用する超スマート社会、持続可能な開発目標であるSDGsの推進など、社会を取り巻く環境や個人の生活スタイルは年々多様化しており、その社会変化のスピードが加速しています。

社会生活の多様化が進む中で、魅力と活力あふれたまちを形成するには、地域の身近な課題について、対話と情報共有を重ね、それぞれが、自助、共助、公助といった役割を認識しながら取り組むことが大切です。

住民の声を把握し、町政に反映させるため、町政懇談会や各種会合などの様々な場面において、広く御意見をお伺いするとともに、広報紙やホームページ等を活用して分かりやすい情報の発信に努めます。

また、施策の推進に当たっては、住民参加の機会づくりに努め、地域課題を共有しながら検討を進めていきます。

住民主体の自主的かつ主体的な活動を協働のまちづくり活動支援事業を通して支援し、協働のまちづくりを促進します。

地域維持に必要な活動はこれまで、行政による団体自治や住民による自治活動によって辛うじて運営されてきましたが、今後、行政事務の複雑多様化による事務量の増加等に起因した行政サービスの低下、また、人口減少、少子高齢化、小家族化の進行による集落、自治体における担い手急減など、住民と行政の行政双方の疲弊による公共的活動の空白化が喫緊の課題として、現実味を帯びている状況を踏まえ、これらの課題に対処する方策の一つと

して、地域おこし協力隊など、外部人材等を活用した地域運営組織の確立が急務であろうと考えています。

町における集落生活圏機能の維持を検討する上で、地域を運営するための組織や手法の在り方を考究するため、問寒別地域をモデル地区とした集落機能維持に向けた取組を進めます。今後は集落支援活動運営事業において、地域おこし協力隊及び集落支援員の活動の充実を図るとともに、協力隊員の増員を図ります。

また、地域コミュニティ形成事業において、令和4年度中の策定を予定する地域ビジョンの推進を図ることを目的に、地域運営組織等の形成の具体化に向けた検討を進めます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を機に「田園回帰」の活発化やICTを活用したワーケーション及びワークステイといった新しい生活スタイルを実現する場として、農山村及び過疎地域への関心が高まっています。このような社会環境の変化に対応すべくわが町がその場として選ばれるよう、引き続き移住情報PR支援センター「ホロカル」を拠点に、移住に関する支援制度やまちの魅力等について情報発信を行うとともに、ふるさと納税制度や特産品開発販売等を通じて関係人口及び交流人口の増加に努めます。

幌延町における空家等対策を推進し、住宅資源の利活用を促進するため、幌延町空家等対策計画に基づき、住宅の状況に応じたきめ細やかな空家等対策を実施するとともに、遊休資産所有者や住民に対し「空き家・空き地バンク」への登録や活用を呼びかけ、町内における空き家及び空き地に係る需給マッチングを進めます。また、「民営賃貸住宅建設促進助成事業」や「定住促進持家住宅建設等奨励事業」を継続し、賃貸移住住宅や持家住宅の取得整備等を支援して定住の促進を図ります。

社会情勢が大きく変化し地方分権が進展する中、複雑・多様化するニーズや課題に対し、柔軟で効率的な行政運営と質の高い行政サービスを目指し、デジタル化による住民サービスの向上と事務の効率化を図るため、子育てや介護に関する申請など、様々な行政手続のワンストップ化や各種証明やコンビニ交付等、利便性の高いデジタル社会のツールとなるマイナンバーカードの普及を推進します。

住民に分かりやすい財政情報を知らせることはもとより、有効な財源の確保や適正な基金管理・町債管理を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」等に基づく中長期的な視点による健全かつ効率的な財政運営に努めます。

また、宗谷圏域や西天北地域における地域課題の一体的な総合的な解決と、圏域全体の活性化を図るため、関係市町村との連携・協力を進めていきます。

次に、「活力とにぎわい創り」について申し上げます。

北海道の農業・農村は、日本の食料生産基地として安全で良質な食料の安定供給と、食料自給率の向上などの役割を担い、美しい景観や国土と環境の健全など、失礼、環境の保全など、多面的な機能の発揮が期待されます。

幌延町も、酪農王国北海道の一員として、その一端を担っていますが、本町の酪農・畜産を取り巻く情勢は、世界的に穀物需要の増加や為替変動、ウクライナ情勢の影響による配合飼料価格の急騰、新型コロナウイルス感染症の影響による牛乳、乳製品需要の減少に伴う生産抑制などに加え、農村を支える担い手の減少や耕作放棄地発生への懸念、労働力不足を背景

とした生産性低迷への対応など、様々な課題に直面しています。

こうした中、将来を見据えた酪農畜産の持続的な発展と競争力の強化を図るためには、広大な土地資源を生かした飼料増産により飼料自給率を高め、飼料生産基盤に立脚した経営の確立と環境保全型、地域循環型生産構造の構築に向けて、草地畜産基盤の総合的な整備を進めていくことが重要だと考えます。

問寒別地区においては引き続き「草地畜産基本整備事業」を実施し、草地整備改良、暗渠排水の整備を進めていきます。また、農地の区画拡大や換地等を行うことにより生産性向上を図るため、問寒別地区での「国営農地再編整備事業」を推進し、地区調査・事業実施に向け事業促進期成会により要請活動を行っていきます。

農業用水道施設の改修が主となる「道営畑地帯総合整備事業」は令和4年度で完了しましたが、幹線から引込み施設の整備に向けて引き続き実施をします。また、上幌延地区における、引き続き、失礼。引き続き、上幌延開進地区及び問寒別地区で「農業用水道施設改修事業」を実施します。また、上幌延地区における水源の濁度対策について検討した結果、配水地の増設による対応することとし、今年度は配水地施設整備に係る実施設計を行います。

農業用排水路及び農地機能回復を図る「幌延地区国営総合農地防災事業」については、事業の円滑実施に向けて協力していきます。

耕作放棄地の発生防止と農業の持つ多面的機能を維持し増進させるため、「中山間地域等直接支払事業」や「多面的機能支払事業」を推進します。

新たに「幌延町草地生産性向上対策事業」を実施し、草地改良・草地更新に係る牧草種子の購入費に対し支援することで、草地型酪農及び肉用牛生産を推進し、自給粗飼料の生産・利用拡大を図ります。

町営牧場については、農家からの預託頭数が減少傾向にありますが、農家の省力化、低コスト化と本町の酪農を支える牛づくりのため重要な施設ですので、適切な飼養管理に努めつつ、今後の在り方について検討していきます。

乳牛検定組合や乳成分検査事業への補助により、乳質の改善を促し、良質な生乳生産地化を図ります。

低能力牛の更新を進め農業生産力の維持を図るため、農家への乳牛購入を支援します。

「酪農肉用牛増産近代化施設整備支援事業」を継続し、生産施設及び機械設備の整備に対する補助を行います。生産基盤の強化と近代化施設の整備による労働負担の軽減を図ります。

新たに「幌延町強い農業・担い手作り支援事業」を実施し、生産施設の補修及び機械装置の更新に対して支援することで、次世代に向けての生産基盤再整備、環境に配慮した持続可能な生乳・肉用牛生産を図ります。

地域全体で生乳生産量を維持するとともに、家族経営が難しくなりつつある経営体への対応や地域農業の担い手の確保、育成といった課題解決の一つとして、農業法人の設立等について幌延町農協とも検討を進めていきます。

引き続き「農業支援員活動事業」を実施し、酪農担い手センターと連携のもと、農業支援分野の地域おこし隊を育成・支援することで新規就農を図っていきます。また「新規就農者

支援事業」により、町内で新たに就農した農業経営者の自立と経営安定を図ります。

「農業経営継承奨励事業」を継続し、後継者への円滑な経営継承を図るとともに、後継者の早期かつ主体的な経営参画を促し、経営基盤の早期安定や将来に向けた計画的な投資により、経営基盤の強化と地域農業の持続的発展を図ります。

幌延町農協が実施する酪農ヘルパー事業に対する補助を継続し、労働負担の軽減と生産コスト削減などを進め、経営体質の強化とゆとりある農業経営を推進します。

「家畜伝染病救済対策事業」を実施し、牛サルモネラ症等の家畜伝染病発生農場に対し、生産者が相互で行う扶助を支援し、被災農家の経済的損失緩和を図ります。

森林の有する地球温暖化防止や災害の未然防止、国土保全、水源涵養、保健・保養などの様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備を進めていくことは国土や国民の命を守ることに繋がります。町では「町有林整備事業」を継続するとともに、引き続き「豊かな森づくり推進事業」を実施し、森林資源の循環利用や森林の有する多面的機能の増進を図ります。また、森林環境譲与税基金を活用し「森林整備促進事業」による民有林の整備促進や、新たに「新生児誕生記念木製品贈呈事業」を実施し、町内産等の木材を使用した木製品に触れ合う機会を通じて木材の普及啓発を図ります。

商工業は、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による売上げの減少に加え、インターネットの普及や、地元購買力の町外流出が進んだことにより、厳しい経営環境が続いています。加えて、経営者の高齢化や後継者不足により事業の承継や経営の存続が危ぶまれる状況にあるほか、技術者や従業員の確保、事業者の経営力向上等を目指した経営発展支援・事業継続力強化が喫緊の課題となっていることから、商工会との連携のもと、商工業者の経営力強化や事業継続、従業員の確保・育成を包括的に支援します。また、地域経済縮小対策として「地域内消費拡大プレミアム商品券発行事業」や「商工業応援スタンプラリー事業」への支援を通じて町内消費を喚起し、地域経済の循環促進に努めます。

「まちづくり事業」により、地場企業等が行う新たな取組や起業の支援、「商工業振興促進事業」により、店舗新築など事業用施設の整備費用への支援、「商工業経営力強化実装支援事業」により、経営力の強化につながる設備投資への支援、「商工業人材育成支援事業」及び、「雇用促進事業」により、企業人材の確保や育成への支援等、これらの支援策を包括的に運用することにより経営基盤の強化や活力ある地場企業の育成及び振興に努めます。

また、喫緊の課題である事業承継については、町内で商工業を営む地域経済規模の維持及び事業承継後の経営安定化を図ります。

また、「協働のまちづくり活動支援事業」により、地域ぐるみで特産品創出に向けた取組等の推進に努めます。

「ふるさと応援推進事業」については、返礼品の充実を図りつつ、町の特産品PR及びふるさと納税増収に努めます。町産ミズナラ樽及びワイン用ブドウによる商品開発等については、引き続き北大天塩研究林及び関連企業との連携のもと、商品販売や食イベント等を通じて特産品として定着化を努めます。

町では、幌延町が宗谷地域を訪れる観光客の交流点となり、地域振興を通じて町が潤い元気になることなど基本理念とする幌延町地域振興観光計画を策定し、観光資源の定着や、ま

ちの拠点の在り方等について具体的な取組を進めることとしています。

町の拠点整備については、これまでの検討に加え、住民生活の利便性向上につながる機能や、サービスを重視した上で、公衆浴場などの更新を要する公共施設等の複合機能を備えた施設整備構想について検討を深めます。

アフターコロナを見据え、北海道観光振興機構が実施する広域周遊モデルルート of 構築事業に参画します。また、開催を見合せておりました50回目の節目を迎える名林公園まつりやスノーカイト大会は、新型コロナウイルスの感染症のまん延状況を勘案のうえ実施を判断することになりますが、開催の支援を継続します。

深地層研究については、原子力研究開発機構が「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に基づき推進しており、今年度は、深度500メートル調査坑道の掘削工事が、PFI事業により開始されるほか、アジア地域の深地層処分に係る国際研究開発拠点として、幌延深地層研究センター地下施設を活用した先進的な安全評価技術や工学技術に関する研究が進められます。町としては、「第三者協定」、「深地層研究の推進に関する条例」を踏まえたうえで、幌延で研究成果が国内外はもとより広く世界に向けて最大化され、次世代を担う国内外の技術者育成に寄与されるよう、研究の推進に協力支援していきます。

また、幌延地下研究施設では最終処分場としない場所で技術を磨く「ジェネリック地下研究施設」であることや、研究の目的や成果など地層処分にに関する知識の普及を目的とした周知広報について、関連情報の収集に努めつつ、広報誌等への記事掲載、おもしろ科学館等のイベント開催等を通じて継続的に支援します。あわせて、関連する調査・研究事業についても協定や条例の趣旨を踏まえ、誘致又は受入れを推進します。

幌延地圏環境研究所については、令和2年度から研究ステージが第3期長期計画期間に入り、これまで重点的に進めていた地下バイオメタン鉱床造成・生産法に関する研究が実用化研究段階に移行し、さらなる研究成果が期待されますので、引き続き研究の推進を支援します。

再生エネルギーについては、道北地域における重要な資源である風力エネルギーを活用するため、浜里地区における、風力発電事業等への協力を通じ、地域における環境保全やエネルギー自給率の向上、温室効果ガスの抑制など、脱炭素社会推進への貢献を図っていきます。また、講演会等の開催により、脱炭素理念を広く町民に周知する機会を設けます。

企業誘致の推進については、事業所等の新設に係る費用の支援により企業立地を促進・奨励することを目的とした「企業立地促進奨励事業」を通じて新規事業所等の誘致に努めます。また、商工業振興施策と併せて包括的な情報提供に努め、事業効果の拡充に努めます。

次に「健やかな暮らしを共に支える」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、健康への意識や生活が変化しており、日頃から、予防や健康づくりに取り組む取り組む事の重要性が再認識されつつあるなか、町では「第2期幌延町健康増進計画」に沿って、「自らの健康状態が良いと感じる人を増やす」とことと、「健康寿命を延ばす」とこと二大目標として保健事業を推進し、住民の健康づくりを後押ししていきます。

母子保健事業では、妊娠・出産から子育てまで母と子の健康を確保できるよう、産後1年

以内の母子の心身ケアや育児サポートを行う「産後ケア事業」を新たに開設するほか、妊産婦健康診査や新生児の聴覚検査、不妊・不育症治療費に対する助成事業を継続します。また、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を進めていきます。

疾病予防対策として、住民が健康に関する正しい知識を持ち、日常の運動や食生活などの生活習慣を改善していけるようサポートするとともに、感染症に対する予防のため各種予防接種費用の助成を一部拡充して継続し、予防接種が適切な時期に安心して受けられるよう努めます。

住民の自主的な健康づくり活動を進めるため、運動習慣の定着を目的とした運動教室や健康や食習慣を推進するための料理教室を実施するほか、「いきいきブルピーポイント事業」を推進します。

住民が安心して暮らせるよう、診療所スタッフの確保と医療施設及び機器の整備を図り、初期医療と24時間緊急医療体制の確保に努めます。また、緊急搬送を担う消防や2次・3次医療機関、保健・介護機関との連携にも努めます。今年度は、国保診療所において医用画像解析ソフトウェアを導入し、エックス線やCT画像読影の際には、AI画像診断を併用できるようにします。また、歯科診療所については、老朽化した歯科診療ユニットの更新などを計画的に進め、治療体制の充実を図ります。

高齢者が様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、住みなれた地域で安心してその人らしい暮らしが続けられるよう、包括的に支援する「地域共生社会」の実現が求められています。

ひとり暮らしの高齢者等が地域で自立した生活ができるよう、「高齢者等交通費助成事業」と「高齢者生活支援事業」を継続実施するとともに、町内外の関係機関と連携して各種介護サービスや福祉有償運送サービスの提供を行います。

独居高齢者の安否確認や安全を守るため、緊急通報システムの設置や安心バトンの配置を引き続き行うとともに、民生委員や民間事業者の方々と連携を図りながら、地域で高齢者を見守る活動を推進していきます。

認知症などにより判断能力が低下しても、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見人支援センターと連携し市民後見人へのフォローアップと住民への普及啓発や相談対応、申立て等の支援に努めていきます。

介護保険事業は、令和3年から5年度までを期間とする「第8期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき運営していくとともに、令和6年から8年までを期間とする第9期計画の策定を進めます。

介護予防のため、高齢者の心身・生活状況の把握や相談支援に努めるとともに、作業療法士等を活用した閉じこもり予防のための「にこにこ教室」や、運動・口腔機能の向上を図る「はつらつ教室」を継続します。生活支援体制整備事業では、地域住民や各種団体など様々な方々が連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、基盤づくりと、高齢者、地域住民が気軽に集える居場所づくりに取組めます。

住みなれた地域での生活を送り続けられるよう、地域包括支援センターを中心に随時相談に応じ、本人及び御家庭の生活状況や意向を確認しながら、医療・保健福祉機関と連携し、適切な支援体制をつなげていきます。また、支援を必要とする軽度・独居の高齢者を支える多様なネットワークづくりのために、ケア会議などを活用しながら検討していきます。

施設介護の中心的な施設である特別養護老人方ム「こぞくら荘」は、収支不均衡が続いていますので、運営法人に経営努力を求めるとともに、運営費の一部と設備更新費用等に対し補助します。

不足する介護職員人材の確保のため、外国人介護福祉人材育成支援協議会への加盟を継続し、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金の支援を行います。

子育てによる負担感の増大や保育ニーズの拡大など、社会環境の変化により地域全体で子育て家庭を支え、子供を健やかに育む環境づくりが求められており、子育て支援策の施策には「第2期幌延町子ども・子育てプラン」に沿って総合的かつ効果的に推進します。また、次期計画策定に向けた基礎調査を実施します。

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦の健康相談等、母子保健事業などによる、妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体化とした「出産・子育て応援事業」を新たに実施するとともに、出産祝い金及び養育手当支給事業を継続します。また、子育て支援センターを中心に、子育てに関する情報提供や交流の場の提供などを行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

認定こども園や問寒別へき地保育所の運営管理を維持するとともに、研修により職員の資質向上を図り、安心安全な保育サービスの提供に努めます。また、言語や運動、リズム感の習得能力が高いと言われている幼児期に、様々な経験を積み重ねられるよう、英語教育、自然体験学習、リズム教育などを継続実施するとともに、育まれてきたことが、小学校での生活や学習に円滑に接続されるよう、小学校との連携を図っていきます。

放課後児童保育は、スタッフの確保に努めるとともに保護者と連携して安定的な運営を図ります。

また、高校生までの「子供医療給付費事業」や「奨学金貸付制度」などにより、子育て期の医療や教育にかかる経済的負担軽減を図ります。

障がい者福祉については、令和3年度から5年度まで期間とする「幌延町障がい者総合支援計画」に基づき、支援やサービス確保への取組を継続するとともに、令和6年度から8年度までを期間とする次期計画の策定を進めます。

障がい者やその家庭が安心して生活できるよう、自立支援制度の普及啓発と相談支援体制を維持するとともに、在宅生活者の移動支援に資する「高齢者等交通費助成事業」を継続するなど、障がい者の状態や家庭、住宅などの状況に応じたサービスを提供していきます。また、町内の福祉施設や事業者の方々と連携しながら、障がい者の就労の場づくりと、就労支援を図ります。

幌延・天塩・遠別の三町で共同設置している子ども発達支援センターが安定的に運営され、利用者へのサービスが継続されるよう、2町と連携を図っていきます。

心身障がい者等の治療や検査を受ける場合は、自立支援や発達支援のために道内の専門医療機関への通院または通所する場合に、障がい者等の経済的負担軽減を図るため、費用の一部助成を継続します。

障がい者の暮らしの場、生活の場となる幌延町立北星園やグループホームについては、指定管理者である社会福祉法人との協定に基づき、事業が適切に管理運営されるよう努めます。

低所得者の自立を図るため、関係機関と連携し生活困窮状態への支援や、生活保護世帯の生活安定と自立に向けた相談・支援に努めます。また、高齢者世帯等の低所得者世帯に対し、灯油価格高騰時の暖房用燃料購入費の一部助成を行う「冬の生活応援事業」を継続します。

国民健康保険事業は都道府県単位化が図られ、安定的な財政運営や効率的な事業確保など、国保運営における中心的な役割が町から変わり、北海道が担うことになりました。今後は、令和12年度を目途に、全道の保険料負担平準化が進められていく予定です。これに伴い国民健康保険税が上昇する見込みとなることから、加入世帯の負担が激変しないよう考慮しながら、保険税率等の見直しに取り組んでいきます。

次に、「生きる力と文化を育む」について申し上げます。

幌延町教育の発展のため、幌延町の子供たちや地域住民の「学びの権利の保障」のため、また「誰一人置き去りにしない学校づくり」を目指して、予測困難な時代を乗り越えていくことができる「自律する子ども」を育成するとともに、子どもたちが、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手になる子供を育成していきたいと考えています。

学校教育では、これまで取り組んできた「小中一貫教育」や「学力・体力の向上」、「いじめ防止」、「学校における働き方改革」、「ICT環境の充実」等を、引き続き推進するとともに、地域の活性化にもつながる「地学協働体制度の構築」や「地域とともにある創生の核となる学校づくり」など、推進していきます。

特に、小中一貫教育については、施設の一体型の小中一貫校の令和9年度開校を目指し諸準備を進めていくとともに、国際社会の一員として外国語を使ってコミュニケーションが図れる能力・態度の育成や、情報活用能力を向上するためにICT機器の効率的な活用に努めます。さらに、特別教育支援を必要とする子供一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援に努め、インクルーシブ教育の充実を図ります。

社会教育では、住民が生涯を通して豊かに学び、生きがいを実感できるよう、幼児から成年、高齢者まで、それぞれの年代に応じた学びの機会や学習成果の発表の場、活動の支援や環境づくりに努めます。施設の改修については、今年度は、総合体育館及び町民プールの施設整備等を進めます。

私は幌延町教育委員会の教育行政執行方針を尊重しながら、地域社会が持続的に発展できるように、学校と地域が連携・協働を深め、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより、地域創造の原動力となる教育施策の着実に推進するとともに、感染症対策に最善を尽くし、本町の教育行政の充実・発展に取り組んでいきます。

次に、「豊かな自然と安全を守る」について申し上げます。

産業経済活動の拡大や生産行動の広域化、地域間交流の活発化などにより、道路網はより重要で必要不可欠な社会基盤となっており、道路インフラの整備促進は、地域住民にとって喫緊の課題である一方、昭和から平成にかけて整備された社会基盤の老朽化が進んでおり、安全確保に向けた点検と、補修による長寿命化についても迅速な対応が求められています。

北海道縦貫自動車道整備に伴う名寄・稚内間における規格の高い道路整備については、沿線自治体間での協議のもと、未事業化区間である「中川～天塩」間を防災や緊急搬送の観点から重点要望区間と位置付け、国等の関係機関へ整備の促進を要請した結果、計画段階評価の対象区間となり、道路計画の検討が開始されました。

国道40号の整備は、今年度中に天塩防災事業の幌富バイパス幌延インターから天塩大橋までの一部が供用開始となり、幌延町内における本事業の全てが完了することとなります。

道道整備は、今年度より2か年計画で、稚内幌延線の幌延郵便局前交差点から幌延小学校付近交差点までの道路改良工事が進められる予定となっています。車両や通学児童らの歩行者が安全に通行できるよう、引き続き北海道に対し、事業の推進について要請します。

町道整備は、新規事業として幌延北進線、駅前仲通線の道路改良工事に着手し、令和4年度より進めている3条仲通線の道路改良工事を引き続き実施します。

橋梁は橋梁長寿命化修繕計画に基づき留目橋、新糠南橋、八線橋外2橋の補修工事と、昌栄橋外4橋の設計を実施します。

道路維持は、幌延6号線などのオーバーレイ舗装等を実施するとともに、元町1号線と中間寒糠南線の舗装改良工事を実施します。また、散水車の更新を行い、適切かつ計画的に維持管理を進めながら、道路交通の安全確保に努めます。

鉄道についてはJR北海道が宗谷本線の名寄・稚内間を「当社単独では維持することが困難な線区」と公表しているものの、鉄路は道北地域における重要インフラと認識のもと、持続的に維持するための仕組みづくりが急務となっています。そのため、沿線自治体などで構成する宗谷本線活性化推進協議会において、利用促進や経費削減等の事業計画、アクションプランを推進しており、町としても鉄道利用の促進に資するイベントの実施や協力、環境整備などの取組に加え、地域における公共交通手段の確保や観光資源確保の観点から、当面は町が管理、人件費及び駅舎の維持管理費を負担することにより、存続を図るとしています。

住民の生活交通対策については、「地域公共交通活性化基金」を活用し、バス路線維持に係る補助を継続して生活交通路線の確保を図るほか、「地域公共交通運営事業」として引き続き有償運送構築に向けた地域交通実証実験や、高齢者等の交通弱者や自動車免許返納者の日常生活における利便性向上を目的とした、ハイヤー利用運賃等助成制度を実施します。また、持続可能な地域交通の確保及び維持に向け、幌延町地域公共交通計画の策定を進めます。

公営住宅の機能維持を図るため長寿命化改修計画を計画的に進め、今年度は宮園団地6号棟の屋上防水補修と外壁などの補修を実施します。

名林公園については、樹木診断を実施するとともに診断結果から危険と判断された樹木については伐採など適切な処置を図ります。

簡易水道は老朽化している施設や機器更新を計画的に進め、水道水の水質保全と安定供給に努めます。今年度は町道3条仲通線、幌延北進線及び元町1号線の配水管布設替を行います。

公共下水道は、下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道管理センターの補修工事と下水道管の改修工事を実施します。下水道管については、埋設から24年以上経過しており、毎年実施している管渠調査において改修が必要とされた町道駅前仲通線及び町道3条仲通線の埋設管を道路工事と併せて改修します。

なお、簡易水道及び下水道事業については、令和5年度から公営企業会計へ移行し、水の供給や下水道の処理などの住民サービスを将来にわたり安定的に提供するため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいきます。

廃棄物による環境破壊が進み、地球温暖化や海洋汚染等が世界的な問題となっています。また、国内ではごみを処理する場所も不足しているのが現状です。限りある資源を効果的に利用し、リサイクルなど循環させながら、将来にわたって持続し使い続けていく循環社会の形成が急務となっています。

家庭などから排出される一般廃棄物の処理については、分別と再資源化によって一般ゴミを減量化することにより、最終処分場の処理可能年数を延ばして、今後の費用負担軽減を図っていくことが重要です。そのために、適切なゴミの分別と排出によって、西天北五町衛生施設組合と連携して推進していきます。

また、既に再資源化として分別収集している、原料が主としてプラスチックであるプラスチック包装容器廃棄物に加え、今後は洗面器やコップなど、原材料の全部が、または大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物分別収集に向けた取組を推進していきます。

斎場については、火葬炉の長寿命化を図るため耐火レンガの積み替え等を行うほか、様々な利用者に配慮した施設となるよう控室やトイレの改修を行います。

住民の生命と財産を守る消防・緊急体制の整備を進めます。

今年度は、幌延支署の小型動力ポンプ付積載車の更新を行います。また、消防の車両や資機材等については、機能維持が図られるよう計画的に更新していきます。

防災対策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方により、住民の自助や共助の意識を高める防災教育、住民の避難に関することが、平時における市町村の役割が増えています。洪水や土砂災害、地震、長時間停電など、突発災害への対応力を備えることが町としての重要課題であることから、防災専門員の配置検討を進め、防災意識を高める取組や、防災教育を推進するとともに、自主防災組織との連携強化に努めます。また、水害や感染症、避難所に対応するための備蓄、増強を計画的に行います。

北海道では、架空請求詐欺やオレオレ詐欺など特殊詐欺被害が増加しており、管内でも被害に遭われている方がいることから、天塩警察署との連携を密にし、防犯ステーションや見守り活動を促進するとともに、住民を特殊詐欺被害から守る対策の一環として、防犯抑制効果の高い録音機能付き電話機を普及させるため、購入代金の助成制度を創設します。

結びに、ホロヌブに開拓の鍬がおろされてから124年。

鬱そうとした密林に覆われた北の大地を開拓した先人たちの労苦は筆舌に尽くし難く、前人未到の地に踏み込む勇気と旺盛な行動力を持った開拓者魂、そして、どんな労苦にも困難にも挫けない不撓不屈の精神によって幌延の礎が築かれ、私たちは今日の繁栄を享受しています。

私たちは北緯45度の厳しい風雪に耐え、幾多の困難を乗り越え、今日の「ほろのべ」を築いてこられた偉大な先人に学び、感謝するとともに、その意思を受け継ぐ者たちとして、「開拓者魂」と「不撓不屈の精神」をもって様々な課題に立ち向かい、「ほろのべ」二世紀目を切り拓き、築いていかなければなりません。

皆さん、幌延町の未来創造に向かって力を結集し歩みを進めようではありませんか。

ここに、住民並びに議員皆様の、深甚なる御理解と御協力をお願い申し上げ、令和5年度町政執行方針といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

ここで、14時15分まで休憩します。

(14時03分 休 憩)

(14時15分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します

教育長 青 木 順 一 君

令和5年度第2回定例会開会にあたり、令和5年度の教育行政に関する執行方針を申し上げます。

「幌延教育の発展」、幌延町の子供たちや地域住民の「学びの権利の保障」、また「誰一人置き去りにしない学校」を目指して全力でこれまで取り組んできました「小中一貫教育」や「学力・体力の向上」、「いじめ防止」、「小学校における働き方改革」、「ICT環境の充実」「社会教育の充実」等を、引き続き、推し進める必要があるほか、地域の活性化にもつながる「地学協働体制の構築」や「地域とともにある創生の核となる学校づくり」などに力を注いでいきたいと考えております。

幌延町に住んでいても、都市部と同様、質の高い教育を受けられる環境を整備し、予測困難な時代を乗り越えていくことができる「自律する子供」、つまり「自分で考え、判断し、決定し、行動する力」を育むことが重要と考えております。

また、自分自身をコントロールし、人の力も借りながら、自らの意志で一步一步世の中を歩んでいける子供たちを育てることが大切だと考えております。

幌延町教育委員会としては、地域社会が持続的に発展できるよう、学校と地域が連携・協働を深め、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより、地域創造の原動力となる教育施策を着実に推進するとともに、感染症対策に最善を尽くし、本町の教育行政の充実発展に取り組ん行きたいと考えております。

まずは、平成5年4月1日に改定された幌延町教育目標であります。令和の日本型学校教育や学習指導要領、アンケート結果等に沿うように改定していきたいと考えております。

まず学校教育法においては、義務教育の目標として、「自主、自律、共同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与

する態度を養うこと」

次に、学習指導要領の第3章、教育課程の編成及び実施では、「未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望を持ち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的かつ誠実に実行し、その結果について責任を持つことができる人間であると」記載されております。

また、令和3年1月26日中央教育審議会からの「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働して学びの実現～答申では、「時代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、文章の意味を正確に理解する読解力強化等、固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力」などが挙げられております。

「目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど正に新学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められていると言えよう。」といたわれております。

これらのことと、幌延町内の子供たちの実態、そしてアンケート結果、これを分析した結果、幌延町教育目標を次のとおり改定したいと考えております。

それは、「持続可能な社会の創り手となる子ども」の育成をすることです。

それを支えるキーワードとして「自律」、「尊重」、「協働」を上げたいと考えております。

理由としては、これから予測困難であるSociety 5.0時代を見据え、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められているからであります。

以上の教育目標の改定を行うとともに、次のとおり、4つの大きな柱のもと、令和5年度の教育行政を執行していきたいと考えております。

一つ目の柱、「学ぶ権利の保障」でございます。

子供たちがこれからの時代を生きていくために必要となる資質・能力を発達の段階に応じて確実に身につけさせることが重要です。

そのため、学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善やICTの効果的な活用を図り、個別最適な学びや協働的な学びの充実に努め、小中の系統性・連続性を踏まえた学ぶ権利の保障の取組を推進します。

また、令和の幌延教育の充実に図るため、小学校高学年の教科担任制、習熟度別指導、個に応じた指導に取り組むとともに、1人1台端末を初めとするICT機器やAIドリルなどのデジタル教材を効果的に活用し、子供たちが主体的に学ぶ授業充実させます。さらに、小中交流学习や中学校教諭による小中学校への乗り入れ授業など、学びの系統性・連続性を踏まえた授業改革に取り組んでいきます。

そのため、次の三つの取組を重点的に推進していきます。

一つ目として教育内容の充実であります。そのうちの一つとして学力・体力の向上とあります。

令和の日本型学校教育を目指し、個別最適な学びと協働的な学びを一体化し「主体的、対話的で深い学び」の授業改革を行うとともに、運動やスポーツに親しむ機会や運動の習慣化につながる取組を実施し、体力向上を図ります。

そのため、「児童生徒学力向上推進事業」や、学力向上に向けた授業改革を進め、確か学力を育成します。

次に、9年間で育てたい子供像の設定や指導内容の系統化、指導方法の継続化など小中一貫教育を力強く進めます。

またスタートカリキュラムの設定や遊びと学びの関連を意識した幼児教育施設と小学校との連携を促進します。

さらに1校1実践の推進や学校給食を補助し健やかな体を育成します。

最後に、「生活リズムチェックシート」を活用し、運動、学習、食事等が調和した生活習慣の定着を図りたいと考えております。

二つ目として豊かな心の育成であります。

子供たちの豊かな人間性を育むためには、他人を思いやる心や生命を尊重する心、公正さを重んじる心、自己肯定感等、自分の生き方を主体的に考え、行動することが重要と考えております。

そのため、「幌延町いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめに関するアンケート」、「より良い学校生活とともに友達づくりのためのアンケート」、計画的な教育相談を実施します。

次に、子供たちがネットトラブルの被害者や加害者にならないよう、インターネットの利用における情報モラル教育の開催や、家庭でのインターネット利用時間等のルールづくりを啓発します。

また、教育活動全体を通じて、自己決定の場の設定、共感的人間関係の構築、自己有用感を高め、自己指導能力の育成を図りたいと考えております。

最後に、人権教育を推進するなど、豊かな人間性を育成したいと考えております。

三つ目として、特別支援教育の推進になります。

特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の充実を図ることが重要と考えております。

そのため、幌延町特別支援教育連携協議会を中心に、北海道稚内養護学校や各関係機関と連携し、教育相談の充実を図ります。

また、「幌延町子育てファイル」や「個別の教育支援計画」を基に長期的な視点で乳幼児期から中学校卒業まで、個に応じた的確な教育的支援に努めます。

さらに、巡回相談やパートナーティーチャーを活用するなど支援体制を充実するとともに、通常の学級においても支援を必要とする児童のために特別支援教育支援員を配置し、個に応じた指導の充実を図ってまいります。

四つ目として特色ある教育の推進でございます。

子どもたちがこれからの予測困難な社会を生き抜くためには、ふるさと幌延町に誇りを

持つことや技術革新に対応する情報活用能力、国際社会の一員として求められているコミュニケーション能力などを育成することが重要です。

そのため、幌延の自然環境や産業などを生かした体験活動、ふるさと教育の充実を図ります。

また、小学校社会科副読本の活用やキャリアパスポートの活用を推進し、ふるさと教育とキャリア教育を充実します。

さらに子供たちが情報技術を学習に活用できるよう、ICTの特性を生かした事業内容の充実を図ります。

次に、外国語指導助手ALTですね、学習支援員とのチームティーチングにより、対話を通じた音声になれ親しむ学習活動の充実に努めます。

最後に、心の健康に関する指導や、発達の段階に応じた性に関する指導、感染症に関する指導等の充実に努めてまいります。

(2) として、教育環境の充実です。

子供たちが快適で安全・安心に学習できる教育環境の整備と教職員の働き方改革を推進していくことが重要と考えております。

そのため、交通安全や通学路の安全点検、防犯・防災教育の充実を図り、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、学校施設や給食センターの修繕、維持管理に努めます。

また学校・保護者・地域住民が協働しながら、子供たちの豊かな成長を支える仕組み「コミュニティースクール」を活用した学校運営を推進します。

そして道教委作成の「Road」を活用した教職員研修と働き方改革を進めてまいります。

さらに、いじめの未然防止や教育相談体制の整備をするなど、安全・安心な教育環境の整備を進めます。

次に、小中一貫教育を推進するため学校改修等を検討するなど学校施設の整備を進めてまいります。

また、地域の人的・物的資源の活用や社会教育との連携した体験的活動の充実に努めます。

最後に、経済的理由により修学支援を必要とする保護者に対しては、学用品費や給食費等の援助制度の活用、進学する学生に対しては、奨学資金制度の活用啓発に努めてまいります。

三つ目として教職員の資質、指導力の向上です。

教職員は、法令を遵守し、時代の要請に応じて、継続的に教職員としての資質・能力の向上に努めることが重要です。

そのため、北海道教育委員会が実施する「北海道教職員研修計画」に基づき、教職員のキャリアステージに応じた研修会や、教科指導などの専門性を高める研修会への積極的な参加を奨励したいと考えております。

幌延町教育研究所や幌延教情報教育センターが主催する実践的指導力を高める研修会の実を図るとともに、Web会議システムなどを活用し、大学やその他教育機関と連携した多様な研修会に取組み、教職員の指導力の向上に努めたいと考えております。

そして、教職員の服務規律の徹底については、不祥事や服務に関する資料を効果的に活用

し、職場研修や組織的な取組の充実を図ります。

さらに、学校における働き方改革については、国や北海道の方針に準じた「幌延町アクションプラン」これに基づき、業務改善を推進します。

最後に「北海道公立学校校務支援システム」を活用し、事務の効率化を推進していきたいと考えております。

二つ目の柱、「生涯教育の推進」でございます。

町民一人一人の自主的な学習や町民相互の学習活動・地域活動は、地域の連帯や教育力を高め、豊かな暮らしを支える基盤となるものです。それらの推進を図るため、「幌延町第7次社会教育中期計画」の5つの柱に基づく、社会教育事業を推進してまいります。

そのため、2つの取組を重点的に推進します。

1つ目として生涯学習の環境づくりです。

町民一人一人が、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、乳幼児から成年、高齢者が参加できる多様な学習機会の拡充や、その学習成果を生かすことができる環境をつくるのが重要です。

そのため、社会教育だよりや総合体育館だより、告知端末機等により情報を発信し、各種事業の啓発や参加促進に努めてまいります。

次に、家庭の教育力を高めるためには、ボランティア活動やPTA活動等を支援していくとともに、子育て支援センターなどとの連携や地域人材の有効な活用に努めてまいります。

また、ふるさと幌延町の豊かな自然や産業などを理解し、伝承していく事業では、生涯学習アドバイザーによる学習会、展示会の開催、親子・異世代交流などの「ふるさと自然体験チャレンジ教室」を開催します。

さらに、生涯学習の観点から、高齢者の学習機会として「生きがい教室」、一般町民を対象とした「英会話教室」や「映画鑑賞会」等を開催します。

最後に幌延町生涯学習センターについては、隣接する国際交流施設と総合連携を図りながら、町民が利用しやすい施設運営に努めます。また、問寒別生涯学習センターについては、利用者のニーズを把握しながら、利便性のある施設運営に努めてまいります。

2つ目、学習機会・活動の充実です。

家庭教育、子供たちの健全育成、体験活動の充実を推進するためには、地域の教育資源などを生かした取組が重要です。

そのため家庭教育学級を開催するなど家庭教育の充実や女性による主体的な学習の支援を行う成人・女性学習の充実、生きがい教室など高齢期学習の充実を図ります。

次に、ふるさとの自然との触れ合い事業や親子・異世代交流事業については、北大天塩研究林や遊考会、町内の各サークルや各事業所等の協力を得ながら内容の充実を図ります。

また、子供たちの体験活動の充実や豊かな感性を育むため、「親子ふれあい人形劇公演」や異年齢の友達と交流する「放課後子供教室」、長期休業中における望ましい生活と学習習慣の定着を図る「ほろのべ朝活プロジェクト」、学校と連携した「各種スポーツ大会・教室」を開催いたします。

最後に、子供たちの体験活動や異年齢の交流活動を地域ぐるみで取り組んでいる幌延町

子供会育成連絡協議会やワラベンチャー問寒クラブの活動を支援してまいります。

3つ目として、生涯スポーツ、文化、芸術の振興になります。

町民の社会参画活動をする促進するためには、スポーツ活動の充実等を支援するとともに、社会教育・スポーツ施設の設備や機能を充実させることが重要です。

そのため、次の2つの取組を重点的に推進します。

1つ目として生涯スポーツの利用促進と施設等の整備などになります。

生涯にわたり健康で活力のある生活を送るため、スポーツ施設の充実や環境づくりを推進してまいります。

各種スポーツ教室を実施するなど、スポーツ行事と情報提供の充実を図ります。

次に、アウトドアスポーツや冬季スポーツなど、地域特性活用型スポーツ活動を推進します。

さらに、総合体育館、総合スポーツ公園、東ヶ丘スキー場、町民プールを運営するなど、スポーツ施設の整備を進めてまいります。

2つ目として指導者の育成とスポーツ団体への支援でございます。

スポーツ指導者の発掘を進めることや、全道・全国で活躍する人たちを支援し、さらに活躍の幅を広げたり、大会等への参加の意欲を高めることは重要なことです。また、運動に親しむ機会や各種スポーツ大会等を開催している幌延町体育協会の取組を支援してまいります。

そのため、スポーツ指導者の発掘や育成に努めるとともに、保健福祉課保健グループなどと連携を図り、健康づくりを推進してまいります。

体育協会、スポーツ少年団、全国大会等出場への支援を行ってまいります。

最後、4つ目の柱、芸術文化の振興では、芸術文化に親しむ環境づくりでは、町内の施設の環境整備や文化活動を広める町民の自主的な創作活動や地域の文化祭事業等を開催している幌延町文化協会への支援を行います。

そのため、次の2つの取組を重点的に推進してまいります。

1つ目として、芸術文化事業の推進です。

創作活動や文化祭事業を支援してまいります。

また、各種催事の情報提供をするなど、芸術文化鑑賞機会の拡充を行います。

2つ目として、芸術文化活動の促進であります。

文化施設の設備では、生涯学習センター、金田心象書道美術館の運営、美術館を活用した「ミニギャラリー展」や「音楽の夕べコンサート」を計画しております。

図書室の利用促進については、「第2次幌延町子供の読書活動推進計画」に基づき、企画展や読み聞かせ会、ブックスタートの実施、北海道立図書館のインターネット予約貸出しサービスの活用を図ってまいります。

認定こども園や問寒別へき地保育所への移動図書室を実施するとともに、学校への図書の団体貸出しの充実にも努めてまいります。

以上、令和5年度の教育行政に関する執行方針を申し上げましたが、本町の「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ～笑顔と希望に満ちあふれるまちほろのべ～」の推進に一層の努力

を重ねる所存でございます。

町民の皆様、町議会の皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

議長 高橋秀之君

以上をもって、令和5年度町政執行方針並びに令和5年度教育行政執行方針を終わります。

日程第17 議案第11号「幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第11号についての提案理由の説明を求めます。

生活住民課長 古草 勝君

議案第11号「幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」について提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、本条例において規定する出産育児一時金について、出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、国では健康保険法施行令等の一部改正により、出産育児一時金の額を令和5年4月から全国一律で50万円としたことから、幌延町国民健康保険加入世帯についても同額となるよう、所要の改正を行うものであります。

それでは、配布しております新旧対照表と併せてご覧願います。

第6条第1項の改正についてですが、現在、幌延町国民健康保険では、出産した被保険者に対し、出産育児一時金として40万8千円に、産科医療補償制度の掛金相当額である加算金1万2千円を加算し、総額42万円を支給しておりますが、令和5年4月1日から出産育児一時金の額を8万円増額して48万8千円とし、加算額を合わせた総額が、50万円となるよう改正するものであります。

次に附則であります。この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第11号「幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」についての提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

3 番 斎賀弘孝君

一時金が48万8千円。有り難くまた3万円が加算されるのですが、この3万円加算は、担当課の方でいろいろ、その状況を見て3万円加算してくれるのか、それとも当人が改めて申請をして3万円の加算、妥当かどうか担当課で決めて加算されることになるのですか。お伺いします。

住民生活課長 古草 勝君

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの上限3万円の加算につきましては規則の方で金額を定めておりますし、規則の方で1万2千円と国の基準に合わせて決めております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

必要があると認めるときですから、その状況を見て必要だなということで出すと、本人の申請じゃなくて担当の必要だなということで出すということなのですか。

住民生活課長 古 草 勝 君

担当が必要と判断する訳ではなく、本人の申請に基づきまして、この産科医療制度を使った場合には、自動的に1万2千円が加算されますので、総額50万円となるものであります。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

(齋賀議員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第18 議案第12号「幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第19 議案第13号「幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号の2件は、一括議題とします。

議案第12号及び議案第13号についての提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

ただいま一括議題となりました議案第12号「幌延町家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について。議案第13号「幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、児童福祉法に規定する家庭的保育事業など及び放課後児童健全育成事業それぞれの設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、

関連する町条例を改正するものであります。

議案第12号の家庭的保育事業などとは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業を言い、この条例によりその設備、運営に関する基準を定めております。

この度の改正は、国で定める基準の一部に改正があったことによるもので、幼稚園や認定こども園においては、学校保健安全法で安全計画の策定が義務づけられている一方、保育所を含む児童福祉施設や家庭的保育事業所などの運営に関する基準などには、定めがないことから、児童が長期にわたり入所または通所する施設についても、児童の安全の確保に関する事項を明確に位置づけることが必要として、安全計画の策定などに係る規定を加える改正と、昨年9月に静岡県において発生した認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案を受け、各児童福祉施設において施設外での活動や取組などの移動のため、自動車を運行するときは点呼などによる児童の所在確認を行うことを義務づける規定を加えるとともに、専ら児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置の使用を義務づける規定を加える改正がなされました。なお、ブザーなど装置の使用を義務づける規定につきましては、附則において一定期間装置の使用が困難な事情がある場合には、車内の児童の所在を見落としを防止するための装置使用に変わる代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする経過措置が設けられております。

また、議案第3号の提案理由で御説明申し上げ繰り返しになりますが、民法822条に規定されておりました懲戒権の規定を削除することとした改正法案が可決成立し、昨年12月16日に公布されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定が削除されました町の条例はこの基準どおりの基準で条例を定めておりますので、一部改正につきましても改正された国の基準どおりに改正しようとしております。

続いて、議案第13号ですが、放課後児童健全育成事業とは放課後児童クラブのことでその設備運営に関する基準を定めております。

この度の改正は、国で定める基準の一部に改正があったことによるもので議案第12号同様、児童の安全の確保に関する計画の策定などに係る規定を加える改正と、施設外での活動や取組などの移動のため自動車を運行するときは、点呼などによる児童の所在確認を行うことを義務づける規定を加える改正であります。なお、安全計画の策定などに関する規定につきましては、附則において施行の日から令和6年3月31日までの間、努力義務とする経過措置が設けられております。

町の条例は国の基準どおりの基準で条例を定めておりますので、一部改正につきましても、改正された国の基準どおり改正しようとしております。

なお、これらの条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第12号及び議案第13号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君。

これより、質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

この文中にある安全計画を幌延町ではいつ頃までに作る予定なのかというのが1点と、2点目はブザーを設置する場合、どこから、町からでも補助が出るようになるのですか。

保健福祉課長 村上貴紀君

ただいまの御質問につきましてですけれども、この安全計画の策定につきましては、事業所に策定義務があるということで、こちらの家庭的保育事業等につきまます事業所等につきましては、該当事業所がないということになっております。ただ児童クラブにつきましては、町の運営協議会の方で、保護者会の方で作成しているということになりますので、この4月以降に運営協議会の方にも年度内に説明して、町の方でも支援しながら、そう早い時期に策定をということで、これから調整をしてみたいというふうに思っております。

また、ブザーの設置につきましても、町内で、児童養護施設等児童福祉施設等で、運行している車両というものは今のところございませんので、そちらの方の設置ということには今のところ対象事業所がないということで御理解いただければと思います。

### 3 番 齋賀弘孝君

分かりました。いや、スクールバスとかも取付けをするのかなというふうに思ったわけですね。スクールバスとか、あと患者輸送バス等は乳幼児が乗らないからいいのかどうかちょっともう一度確認したいと思います。

それと事業所なのですが、例えば問寒別のお日様クラブ、これはもう該当しなくて今までどおりでよいということになるのですか。

保健福祉課長 村上貴紀君

まずおひさまの会につきましては民営的な活動ということで、こちらの条例の対象外というような活動になりますので、安全計画等の策定の義務は今のところないということでございます。

教育次長 伊藤一男君

スクールバスということで議員の方からありましたけれども、スクールバスの方につきましては、乳幼児の関係は乗るようなことにはなっていないですけれども、ただやはりそのバスの置き去り等につきましては、道教委からも通知が来ておりますので、委託業者さんとも協議をしながら、対策等は考えていきたいと考えております。

今具体的な、どうしようということではありませんが、注意喚起等含めて降りる時の見回りとか、その辺を重視しながらやって行ければと考えております。そのあとのことについてはちょっと今、検討していきたいと考えております。以上です。

住民生活課長 古草勝君

ただいま御質問のありました患者バス、医療バスにつきましても、こちらの条例に関するブザー等の設置についての決まりはございませんけれども、乗降する方々の乗り降りにつきましては委託業者と確認をしながら、置き去り等がないように留意していきたいと考えております。以上です。

議長 高橋秀之君

よろしいですか。

(齋賀議員「分かりました」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第12号及び議案第13号の件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第20 議案第14号「幌延町個人情報の保護に関する法律の施行条例の制定について」、日程第21 議案第15号「幌延町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第22 議案第16号「幌延町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」、日程第23 議案第17号「幌延町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について」の4件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第17号までの4件を一括議題とします。

議案第14号から議案第17号までの提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早坂 敦君

ただいま一括議題となりました、議案第14号「幌延町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定」について、議案第15号「幌延町情報公開条例の一部を改正する条例の制定」について、議案第16号「幌延町情報公開個人情報保護審査会条例の制定」について及び議案第17号「幌延町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定」についての提案理由の説明を申し上げます。

この度、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行された事により、個人情報の保護に関する法律が改正され個人情報保護制度の見直しが行われることとなりました。そのことに伴い、当町における様々な条例に影響が出ることから、それらの整合性を確保するため、対象となる条例を制定及び改正しようとするものであります。

まず、議案第14号「幌延町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定」についてですが、議案により説明させていただきます。

個人情報の保護に関しましては、これまで、個人情報保護条例により運用してきたところですが、上位法である新法の制定に伴い、この新法への運用に移行することになったことから、個人情報保護条例を廃止し新たに新法から委任された事項、または新法によって許容された事項を定める条例の制定が必要になったことから、本条例を制定しようとするもので

す。

第1条は本条例の趣旨についてであり、本条例は新法の施行に関し必要な事項を定めることとしています。

第2条は用語の定義についての規定です。

第3条は要配慮個人情報に係る記述等について、新法において要配慮個人情報に関しては条例で定めることが許容されていることから、3項目について規定するものです。

第4条は町で備え付ける個人情報取扱い事務登録簿に関するものです。登録簿に記載すべき事項などについての規定です。

第5条から第8条は、開示請求等の手続や手数料などについての規定です。

第9条は、この後の議案第16号において設置しようとする幌延町情報公開個人情報保護審査会への諮問に関する規定です。

次に附則ですが、第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。第2条では、前段で御説明した理由から、個人情報保護条例を廃止することとし、第3条では、個人情報保護条例の廃止後においても、なお、同条例を根拠とした守秘義務等の規定が適用されるまでの経過措置についての規定です。第4条から第8条では、本条例が施行されることに伴い、当町における様々な条例に準用されている条例名等の整合性を確保するための一部改正となります。

第4条では幌延町食肉加工施設設置及び管理に関する条例の一部改正、第5条では幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正。第6条では幌延町障害福祉サービス施設設置条例の一部改正。第7条では幌延町立歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正。第8条では幌延町債権管理条例の一部改正となっております。なお附則に関する改正につきましては、お配りした新旧対照表に詳細な改正がございますので別途御覧いただければと思います。

次に、議案第15号「幌延町情報公開条例の一部を改正する条例の制定」についてですが、新旧対照表を御覧ください。

1ページ、第6条は、情報公開の開示請求に関する公文書における不開示情報についての規定の改正で、上位法の改正に伴い、より詳細かつ明確な事項となるよう整備をしようとするものです。

4ページ、第7条、第15条及び第18条の改正は本改正による整合性を確保するための条項及び名称の改正です。

次に、第3章幌延町情報公開審査会に関する規定についてですが、このたびの上位法改正により、新法を根拠とした審査会、審議会を、新たな条例により設定することが必要となったことから、本条例における情報公開審査会の規定となる第22条から第32条までの条文を削除しようとするものです。なお、同様の理由により、第43条の罰則規定も削除することとしております。

次に附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。

次に、議案第16号、幌延町情報公開個人情報保護審査会条例の制定についてですが、議案により説明させていただきます。

先ほどから説明いたしておりますが、上位法の改正に伴い、新たに幌延町情報公開個人情報保護審査会の規定が必要となったことから、本審査会に関する条例を新たに制定しようとするものです。

第1条は本条例の趣旨に関する規定であり、審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めることとしています。第2条は審査会の設置に関する規定、第3条は用語の定義に関する規定です。第4条は、審査会の所掌事務に関する規定であり、調査審議する事項について6項目設定しています。

第5条から第7条は、審査会組織の構成に関する規定であり、人数や任期、役職等について定めています。第8条及び第9条は、審査会の調査についてであり、調査権限等について定めています。

第10条から第12条は、審査請求人等から、審査会に対する高率陳述や意見書等に関する規定であり、口述方法や意見書提出方法、また、提出された意見書の閲覧方法等について定めて、第13条から第15条は、審査会の行う調査審議に関する規定で、調査審議手続は非公開とする旨や答申書の取扱いについて定めています。

第16条では、審査会に関して必要な事項は規則で定めることとし、第17条では、さきの情報公開条例の一部改正において削除した罰則刑と同様の規定を新たに定めています。

次に附則ですが、第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。

第2条では、審査会委員の委嘱準備に関する規定で、前条ただし書により、令和5年3月15日から施行することとしています。

第3条では、旧情報公開審査会の廃止、第4条では、旧個人情報保護審査会の廃止に伴う、それぞれの経過措置についての規定で、基本的に本条例の施行日前に不服申立てされた諮問は、施行日において本審査会に諮問されたこととみなすこととしており、守秘義務や罰則規定についても、施行日にかかわらず、なお従前の例によることとしています。

最後になりますが、議案第17号「幌延町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定」についてですが、新旧対照表を御覧ください。

本条例の改正につきましては、上位法が改正されたことに伴う整合性を確保するための字句の修正となっております。

最後に附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。

以上、議案第14号から議案第17号までの提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第14号から議案第17号までの4件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第18号「幌延町空家等除去支援条例の制定について」の件を議題とします。

議案第18号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第18号「幌延町空家等除却支援条例の制定」について提案理由を申し上げます。

本条例は、幌延町空家等対策計画に基づき、町民の安全で安心な住環境や衛生環境を確保するため、町内にある老朽危険空家等の除却を行う者に対して、予算の範囲内において、除却に要する費用に対して交付する、「幌延町空家等除却支援補助金」に関し、必要な事項を定めることを目的として、制定しようとするものであります。

それでは各条ごとにご説明いたします。

まず、第1条では、先ほど申しあげました、条例の目的について規定しております。

第2条では、この条例において必要な用語の定義について規定しております。

第3条では、固定資産税課税台帳に登録されている空家等であること、空家等に所有権以外の権利が設定されていないことなど、補助対象となる空家等の要件について規定しております。

第4条では、補助対象空家等の所有者等で、公租公課の滞納がないこと、暴力団の構成員でないことなど、補助対象となる者について規定しております。

第5条では、補助対象空家等の解体、撤去、処分に係る工事であること、町内の法人又は個人で、資格を有する者が行う工事であることなど、補助対象となる工事の要件について規定しております。

第6条では、補助対象空家等の区分に応じ、特定空家等では200万円、その他の空家等については100万円を上限とした補助金の額について規定しております。

第7条では、補助金の交付申請の方法について、別に規則で定める申請書に必要な書類を添えて、工事着手前に町長に提出しなければならないと規定しております。

第8条では、申請内容を審査し、補助金交付の可否を決定する交付決定について規定しております。

第9条では、事業内容の変更又は中止をしようとするときの届出について規定しております。

第10条では、補助対象工事が完了したときの完了報告について規定しております。

第11条では、完了検査による補助金交付額の確定について規定しております。

第12条では、工事を請け負った解体事業者等による補助金の代理受領について規定しております。

第13条では、偽り、その他不正の手段により、補助金の交付を受けた場合における、補助金の返還について規定しております。

最後に第14条ですが、この条例の他に必要な事項については、別に規則で定めることを

規定しています。

次に附則であります。第1項において、令和5年4月1日から施行することとし、第2項において令和8年3月31日をもって失効することを規定しています。

以上、議案第18号「幌延町空家等除却支援条例の制定」についての提案理由の説明いたします。

議 長 高 橋 秀 之 君  
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第18号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

お諮りします。

この際、日程第25 議案第19号「幌延町障害福祉サービス施設の指定管理者の指定について」、日程第26 議案20号「幌延町食肉加工施設の指定管理者の指定について」、日程第27 議案第21号「幌延町産業・地域振興センターの指定管理者の指定について」の3件は関連がありますので、会議規則37条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第21号までの3件は一括議題とします。

議案第19号から議案第21号までの、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早 坂 敦 君

ただいま一括議題となりました、議案第19号「幌延町障害福祉サービス施設の指定管理者の指定」について、議案第20号「幌延町食肉加工施設の指定管理者の指定」について及び議案第21号「幌延町産業地域振興センターの指定管理者の指定」についての提案理由を申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定については、これまでも、該当する各施設において実施しているところでありますが、令和3年度末をもって指定期間が満了となる施設につきまして、地方自治法第244条の2第6項及び幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第7条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第19号の幌延町障害福祉サービス施設につきましては、地域における障害福祉サービスを行う施設として設置している幌延町立北星園及び安心生産農園であり、議案第2

0号の幌延町食品加工施設につきましては、地域の農畜産物の研究開発と高次加工により、地域農業の発展を図ることを目的とした施設であります。

現在これらの施設の管理は町が出資する社会福祉法人幌延福祉会にお願いしているところであります。

議案第21号の幌延町産業地域振興センターにつきましては、幌延町における学術研究・産業及び地域の振興を図ることを目的に取得・設置した施設であります。

現在この施設の管理は町が出資する株式会社幌延町トナカイ観光牧場をお願いしているところであります。これらの施設に関しましては、今後も施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが期待できることから、引き続き当該法人に管理をお願いすることが適当と判断し、当条例第6条の規定に基づき、公募によることなく、議案に記載のとおり、指定管理者の候補として選定したものであります。

議案第19号及び第20号の施設につきましては、社会福祉法人幌延福祉会を指定するものとして、期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間。

議案第21号の施設につきましては、株式会社幌延町トナカイ観光牧場を指定するものとして、期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

なおこれらの施設の管理に関する協定は、現在と同じ内容での締結を考えております。

以上、議案第19号から議案第21号までの提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第19号から議案第21号までの3件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15時25分まで休憩します。

(15時11分 休 憩)

(15時25分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第28 議案第22号「令和5年度幌延町一般会計予算」、日程第29 議案第23号「令和5年度幌延町国民健康保険特別会計予算」、日程第30 議案第24号「令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」、日程第31 議案第25号「令和5年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第32 議案第26号「令和5年度幌延町介護保険特別会計予算」、日程第33 議案第27号「令和5年度幌延町簡易水道事業会計予算」、

日程第34 議案第28号「令和5年度幌延町下水道事業会計予算」の7件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第28号までの7件は、一括議題とします。

議案第22号から議案第28号までの提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

ただいま一括して上程されました、議案第22号から第28号までの令和5年度幌延町各会計予算につきまして配布しております説明資料に基づいて概要を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

1ページをお開きください。

始めに政府予算案に触れさせていただきます。

政府は令和5年度予算を歴史の転換期を前に我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算として位置付け、安全保障・外交、こども政策、地方・デジタル田園都市国家構想、グリーン・トランス方メーションなど、我が国が直面する内外の重要課題へ対応すべく、一般会計予算総額で、歳入歳出1兆1,438億1,200万円を計上しました。これは、前年度予算と比べ6兆7,848億円、伸び率にして6.3%増加しております。歳入の租税及び印紙収入につきましては、法人税や消費税等の増収を含め6.4%増の6兆9,400億円を見込んでおり、公債金は3兆5,230億円で、公債依存度は31.1%程度となっております。

次に、地方財政計画ですが、歳入歳出規模は9兆2,350億円で、前年度と比較して1.6%の増となっております。

歳入の地方交付税につきましては、1兆8,611億円で、前年度比1.7%の増加で、地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等の「一般財源総額」は、6兆1,635億円で、前年度比0.2%の増となっております。

次に、令和5年度幌延町各会計予算についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

予算の総括についてです。

予算編成にあたりましては、住民が将来に向かって希望を持ち快適に安心して暮らしていけるよう町財政の健全性を考慮しつつ、住民ニーズに応えるとともに、総合計画における重点戦略の推進や公共施設の長寿命化、福祉の向上等を図るため財源の配分を行いました。

人件費及び扶助費を除く消費的経費の予算編成につきましては、財源の効率的な活用を図りつつ、くらしの安心安全や、生活・子育て・教育環境の充実に配慮した編成といたしました。

投資的経費につきましては、道路橋梁等の改良と改修に重きを置くとともに農業支援事業や商工業の経営基盤安定強化事業など、産業の維持・安定に資する取組を進めることといたしました。

また、「幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けされる重点戦略に基づき、「稼ぐ産業をつくとともに、安心して働けるようにする」や「まちへ新しい人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」等のソフト事業への取組も進めることとしております。

1の各会計別当初予算総括表をご覧ください。

一般会計から下水道事業会計までの7会計の予算額合計は、72億2,380万6千円で、前年度当初予算と比べ、11億3,027万3千円、18.5%の増となります。

なお、令和5年度から会計区分を変更し、一般会計は普通会計に、国民健康保険特別会計、国民健康保険診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計は公営事業会計に、そして簡易水道事業会計及び下水道事業会計は公営企業会計に分類しております。

下の表、2の当初・繰越予算の状況をご覧ください。

今定例会に提案し、令和4年度一般会計補正予算で繰越明許費として設定の1,607万1千円が令和5年度への繰越となります。

この繰越を合わせますと、一般会計の合計は55億2,107万1千円で、全会計の合計は72億3,987万7千円の予算規模となります。

3ページをお開きください。

3の各会計別当初予算規模の推移です。

一般会計は、橋梁長寿命化改修など土木費の大幅な増加により、3年ぶりに50億円を超える規模となり、また公営企業会計では配水管布設や下水道管路改修の実施により資本的支出が増加し、全会計あわせて、平成22年度以来13年ぶりに70億円を超える予算規模となりました。

4ページをお開きください。

5の各会計別地方債現在高です。

3会計の令和5年度末合計残高は、前年度末より3億7,192万3千円増加して、40億2,267万4千円を予定しております。

6の各会計別基金現在高では、4会計の令和5年度末合計残高は、前年度末より3億8,576万7千円減少し、57億3,602万7千円を予定しております。

7の北海道市町村備荒資金組合納付金現在高は、前年度末より4,294万7千円減少し、令和5年度末で17億8,345万9千円を予定しております。

6ページをお開きください。

10の各会計別人件費の状況です。

会計年度任用職員を除く全会計105人の職員の人件費総額は、8億1,980万6千円で、前年度当初予算と比べ1,270万3千円の増となります。一人当たり781万円で、共済費を除きますと一人当たり604万円になります。

主な増減要因として、給与改定や職員の採用等を見込み給料で646万2千円、職員手当で789万2千円の増加、共済費は、昨年度が3年に1度の退職手当組合事前納付清算金支払いの年度であったことから今年度は165万1千円減少しております。

8ページをお開きください。

一般会計予算の概要についてご説明いたします。

令和5年度一般会計予算総額は、歳入・歳出それぞれ55億500万円で前年度当初予算と比較して8億500万円17.1%の増となります。

9ページは、歳入の内訳です。

1款、町税は、5億3,494万9千円の計上で、前年度と比べ2,668万8千円、4.8%の減となります。これは、個人町民税や償却資産に係る固定資産税、町たばこ税の減少が主な要因です。詳細は、12ページの(4)町税税目別収入の状況をご参照ください。

10款、地方交付税は、普通交付税の交付実績等を勘案し5千万円増額して22億2千万円の計上で、前年度と比べ2.3%の増となります。普通交付税及び特別交付税等の内訳は、13ページの(6)地方交付税等当初予算額・決算額の推移をご参照ください。

13款、使用料及び手数料は、1億8,443万7千円の計上で、前年度と比べ339万1千円、1.9%の増です。これは、歯科診療報酬や公共賃貸住宅料の増加等が主な要因です。

14款、国庫支出金は、4億2,330万円の計上で、前年度と比べ1億6,041万5千円61.0%の増です。これは、橋梁長寿命化改修に係る道路メンテナンス補助金の増加等が主な要因です。

15款、道支出金は、2億2,220万9千円の計上で、前年度と比べ4,529万2千円16.9%の減です。これは、農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る補助金の減少が主な要因です。

18款、繰入金は4億9,855万円の計上で、前年度と比べ2億8,924万138.2%の増です。繰入が減少した基金は、「エネルギー施策等振興基金」及び「地域公共交通活性化基金」で、合わせて690万円減少し、繰入が増加した基金は「公共施設等整備基金」、「財政調整基金」、「ふるさと創生基金」、「減債基金」及び「森林環境譲与税基金」等で、合わせて2億9,614万円増加しました。

なお、繰入金の詳細は、20ページの(7)基金積立・取崩額及び充当事業をご参照ください。

20款、諸収入は、1億5,107万9千円の計上で、前年度と比べ3,386万3千円28.9%の増です。散水車更新に係る北海道市町村備荒資金組合納付金取崩額の増加が主な要因です。

21款、町債は、9億6,530万円の計上で、前年度と比べ3億3,840万円54.0%の増です。増減内訳は、増加では、町道幌延北進線等の道路改良事業、総合体育館自家用発電機等整備事業、橋梁長寿命化改修事業等に係る町債が増加し、減少では、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業、建設機械整備事業、こぞくら荘浴場設備改修支援事業の完了に伴う減少や、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業に係る町債額の減少が主な内容です。

内訳は、19ページの(6)町債の発行事業をご参照ください。

次に、歳出の内訳について、ご説明いたします。

14ページをお開きください。

(1-1)歳出款別予算額の内訳です。

1 款、議会費は5,404万6千円で、前年度と比べ510万2千円10.4%の増です。議員報酬、職員給料等のほか、議会運営費を計上しております。

2 款、総務費は、6億7,936万8千円で、前年度と比べ4,018万円5.6%の減です。主な事業として、情報通信施設運営事業、移住定住促進事業、集落支援活動運営事業、公共交通対策管理費、地域おこし協力隊運営事業、基金管理事業等のほか、新規事業として、空家等対策管理費、企業立地促進奨励事業を計上しております。

3 款、民生費は、8億805万6千円で、前年度と比べ8,619万1千円11.9%の増です。主な事業として、こぞくら荘支援事業、高齢者等交通費助成事業、老人福祉管理費、認定子ども園管理費、出産祝金及び養育手当支給事業等のほか、新規事業として、子ども・子育て支援事業計画策定事業や、こぞくら荘の外壁及び屋上防水改修事業に係る費用を計上しております。

4 款、衛生費は、3億4,673万3千円で、前年度と比べ7,037万7千円25.5%の増です。主な事業として、公衆浴場管理費、母子保健事業、予防事業、保健推進事業、町立歯科診療所運営事業等のほか、新規事業として、出産・子育て応援事業、産後ケア事業及び斎場改修事業を計上しております。

6 款、農林水産業費は、6億3,391万2千円で、前年度と比べ1億7,101万7千円21.2%の減です。主な事業として、中山間地域等直接支払事業、町営牧場管理費、草地畜産基盤整備事業、生乳生産拡大事業、農業用水道施設改修事業、森林整備促進事業、有害鳥獣駆除等のほか、新規事業として、強い農業・担い手づくり支援事業、草地生産性向上対策事業及び新生児誕生記念木製品贈呈事業を計上しております。

7 款、商工費は、1億6,513万円で、前年度と比べ1,338万8千円8.8%の増です。主な事業として、中小企業融資事業、商工業等振興促進事業、商工業経営力強化実装支援事業、トナカイ観光牧場管理委託事業、食ブランド創出・まちの拠点計画調査事業等のほか、新規事業として、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業や観光PR促進事業を計上しております。

8 款、土木費は、14億572万4千円で、前年度と比べ6億372万円75.3%の増です。主な事業として、町道の補修事業や除雪等の維持管理費、橋梁及び公営住宅の長寿命化改修事業等のほか、新規事業として、建設機械整備事業、町道幌延北進線道路改良事業、町道駅前仲通線道路改良事業等を計上しております。

9 款、消防費は、1億5,610万9千円で、前年度と比べ1,941万円14.2%の増です。北留萌消防組合負担金及び防災対策事業が主な事業となりますが、消防組合負担金には、新規に小型動力ポンプ付積載車の更新費用分が含まれております。また、防災対策事業には、防災用備品及び感染症対策用品等の購入予算を計上しております。

10 款、教育費は、5億5,658万円で、前年度と比べ1億5,182万2千円37.5%の増です。主な事業として、各小中学校及び社会教育施設に係る運営管理費、情報教育研究や特別支援教育、外国語教育の推進事業、スクールバス運行費用等のほか、新規事業として、総合体育館自家用発電機等整備事業、総合スポーツ公園改修事業及び幌延中学校改修事業等を計上しております。

12款、公債費は、地方債の償還等で、6億8,434万円の計上、前年度と比べ6,618万7千円10.7%の増です。

22ページをお開きください。

(9)は、一部事務組合への負担金の状況です。

西天北五町衛生施設組合及び北留萌消防組合幌延支署分の負担金内訳を整理しております。西天北五町衛生施設組合につきましては、普通建設事業費として新規にリサイクルプラザ低速二軸破碎機修繕の実施を見込み、当町の負担金は前年度と比べ80万9千円増加し、7,936万8千円となります。

23ページの北留萌消防組合につきましては、投資的経費として小型動力ポンプ付積載車購入費が計上されており、消防施設費が前年度より増加したことに伴い、当町の負担金は2,365万1千円増加し1億5,210万4千円となります。

24ページをお開きください。

(10)は、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分3,380万円が充てられる社会保障経費及び施策に要する経費の内訳です。

25ページから32ページまでは繰越事業も含めた令和5年度の主な事業の概要を整理しております。

33、34ページをご覧ください。

(13)は当該年度の事業のうち「まち・ひと・しごと創生総合戦略事業」に係る事業と予算額を整理し再掲しており、予算総額は3億3,769万4千円の計上で、前年度と比べ6,230万5千円の増加です。

次に公営事業会計等の予算の概要を申し上げます。

35ページをお開きください。

国民健康保険特別会計です。歳入歳出予算総額は、3億5,382万7千円で、前年度と比べ6,676万円15.9%の減となります。

歳入の国民健康保険税は、6,525万2千円で、前年度と比べ1,127万9千円14.7%の減となります。

道支出金は、2億5,512万8千円を見込み、前年度と比べ4,985万2千円16.3%の減となります。

歳出では、保険給付費が、1億7,247万3千円で、前年度と比べ4,001万4千円18.8%の減となります。

国民健康保険事業費納付金は、9,199万8千円を見込み、前年度と比べ876万3千円8.7%の減となります。

中段(2)管理運営等の状況ですが、年間平均の被保険者数は、541人、加入世帯数は320世帯を予定しております。1世帯当たりの保険税現年度課税額は22万2,087円で、前年度と比べ20,681円減額、被保険者一人当たりの保険税現年度調定額は132,342円で前年度と比べ9,202円減額となり、歳入総額に占める国民健康保険税の割合は18.4%となります。

36ページをご覧ください。

国民健康保険診療所特別会計です。

歳入歳出予算総額は、3億9,468万4千円で、前年度と比べ1,274万6千円3.3%の増となります。

歳入のうち、入院料は1,994万8千円で歳入全体の5.1%を構成し、外来診察料は8,426万円で歳入全体の21.3%を構成します。

歳出のうち、診療所業務費は1億5,902万7千円で、前年度と比べ1,706万9千円12.0%の増です。投資的経費として、医療機器等整備事業で1,243万円、スプリンクラー整備事業で668万1千円を計上しています。

中段(2)管理運営等の状況ですが、19病床のうち1日平均の入院患者数は4.5人で、1日平均の外来患者数は55.1人を見込んでおります。

(3)繰入金の内訳をご覧ください。一般会計からの繰入金は、救急医療確保分や不採算地区における診療所運営費分等に対する繰入として1億8,571万円で、国保直診化に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金6,519万円とあわせ、繰入総額は2億5090万円となり、前年度と比べ1,030万2千円の増となります。

37ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計です。

歳入歳出予算総額は、5,073万1千円で、前年度と比べ546万5千円12.1%の増となります。

歳入の後期高齢者医療保険料は、年間平均被保険者361人を見込み、1,969万6千円、前年度と比べ149万8千円8.2%の増となります。被保険者1人当りの年保険料は、現年度調定分で5万7,758円となり、前年度と比べ8,839円の増となります。

歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は、4,781万9千円で、前年度と比べ551万3千円13.0%の増となります。

38ページをお開きください。

介護保険特別会計です。

保険事業勘定につきまして、歳入歳出予算総額は、2億1,656万6千円で、前年度と比べ1,080万6千円4.8%の減となります。

歳入の介護保険料は、年間平均の第1号被保険者数665人で、4,115万8千円と見込み、前年度と比べ23万6千円0.6%の減となります。被保険者1人当たりの年保険料は、現年度調定分で6万1,651円となり、前年度と比べ412円の増となります。

歳出の保険給付費は、1億8,285万5千円で、前年度と比べ201万2千円1.1%の減となります。

39ページをお開きください。

介護サービス事業勘定です。

居宅介護及び介護予防に係るケアプラン作成件数は492件を予定しており、歳入歳出予算総額は840万円で、前年度と比べ42万8千円5.4%の増となります。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせた会計全体の総計は、歳入歳出とも2億2,496万6千円で、前年度と比べ1,037万8千円4.4%の減となります。

40ページをお開きください。

簡易水道事業会計です。

簡易水道事業会計は、令和5年度から地方公営企業法の一部適用事業へと移行し、収支区分が前年度と変わっておりますので、新しい収支区分により説明させていただきます。

まずは、収益的収支ですが、収入予算総額は5,271万3千円で、前年度と比べ559万9千円11.9%の増となります。

収入のうち、給水収益は、月平均給水戸数を1,026戸、4,429万7千円と見込み、前年度と比べ203万7千円4.4%の減となります。長期前受金戻入は784万4千円で皆増です。

支出予算総額は6,355万2千円で、前年度と比べ307万3千円5.1%の増となります。

支出のうち、原水及び浄水費は629万2千円で、前年度と比べ261万6千円29.4%の減となり、配水及び給水費は815万8千円で、前年度と比べ211万3千円20.6%の減となります。また、総係費は2,245万3千円で、前年度と比べ1,686万5千円42.9%の減となり、減価償却費は2,554万円で皆増です。

次に、資本的収支ですが、収入予算総額は8,372万円で、前年度と比べ5,772万円195.0%の増となります。収入のうち、企業債は、3,800万円で、簡易水道施設改修事業費の増加により、前年度と比べ2,730万円の増となります。他会計補助金は、4,833万円で、前年度と比べ3,404万7千円の増となります。

支出予算総額は8,232万円で、前年度と比べ5,358万5千円186.5%の増となります。

支出のうち、配水及び給水設備建設改良費は7,605万2千円で、前年度と比べ5,460万3千円の増となります。

収益的収支と資本的収支を合わせた会計全体の収入総計は、1億4,003万3千円で、前年度と比べ5,031万9千円56.1%の増となり、支出総計は1億4,587万2千円で、前年度と比べ5,615万8千円62.6%の増となります。

42ページをお開きください。

下水道事業会計です。

年度末の予定処理戸数は850戸とし、水洗化率は97.7%、合併処理浄化槽設置基数を143基と予定しております。

下水道事業会計も、令和5年度から地方公営企業法の一部適用事業へと移行し、収支区分が前年度と変わっておりますので、新しい収支区分により説明させていただきます。

まずは、収益的収支ですが、収入予算総額は1億6,613万8千円で、前年度と比べ6,614万6千円59.0%の増となります。

収入のうち、下水道使用料は、3,524万4千円と見込み、前年度と比べ169万4千円4.6%の減となります。他会計補助金は、7,311万6千円で、前年度と比べ560万4千円8.3%の増となり、長期前受金戻入は5,773万5千円で皆増です。

支出予算総額は1億8,823万1千円で、前年度と比べ7,111万4千円60.7%の増となります。

支出のうち、管渠費は3,806万5千円で、前年度と比べ1,195万2千円45.8%の増となり、処理場費は5,136万円で、前年度と比べ33万7千円0.7%の減となります。また、個別排水施設費は1,067万7千円で、前年度と比べ15万1千円1.4%の増となり、減価償却費は7,723万9千円で、皆増です。

次に、資本的収支ですが、収入予算総額は3億6,049万5千円で、前年度と比べ2億4,436万2千円210.4%の増となります。

収入のうち、企業債は、9,580万円で、下水道施設改修事業費の増加により前年度と比べ6,310万円の増となります。他会計補助金は、1億4,704万5千円で、前年度と比べ8,506万2千円の増となり、国庫補助金は、1億1,750万円で、同じく下水道施設改修事業の実施により前年度と比べ9,620万円の増となります。

支出予算総額は3億6,049万5千円で、前年度と比べ2億6,015万2千円259.3%の増となります。

支出のうち、管渠建設改良費は2億353万円で、前年度と比べ2億151万8千円の増となります。処理場建設改良費は9,555万7千円で、前年度と比べ5,450万3千円の増となり、個別排水施設建設改良費は1,367万9千円で、前年度と比べ46万2千円の増となります。

収益的収支と資本的収支を合わせた会計全体の収入総計は、5億2,663万3千円で、前年度と比べ3億594万9千円138.6%の増となり、支出総計は5億4,872万6千円で、前年度と比べ3億2,804万2千円148.6%の増となります。

以上、一般会計ほか各会計予算案の概要を申し上げます。

予算審議をとおして、議員の皆様からの御意見や御提言をいただくとともに、予算執行につきまして、御理解とお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。

議 長 高 橋 秀 之 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する「令和5年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員をもって構成する「令和5年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

第1回特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長は年長の議員が行うことになっておりますのでよろしく申し上げます。

ここで暫時休憩します。

(15時58分 休 憩)

(16時55分 開 議)

休憩を解いて会議を再開いたします。  
本日の議事日程はすべて終了しました。  
これにて散会します。  
なお、明日は午前10時から会議を開きます。  
本日は大変ご苦勞様でした。

(16時56分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 3番 斎賀弘孝

署名議員 4番 植村 敦

以上、記録する。

主 任 横山 薫